

「平均的な損害の額」が争われた裁判例

(参考資料⑦)

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
1	平成14年 3月25日 東京地判 平14(シ)12号	営業保証料請求控訴事件	◆飲食店を営む被控訴人が、当該飲食店において30名ないし40名でパーティーを実施するとの予約を解約した控訴人に対し、予約の際承諾した解約時の営業保証料(一人当たり5229円)の40人分である20万9160円の支払を請求したところ、予約人数が30名であったとして、一人当たり5229円の営業保証料の請求は権利濫用に当たらないとして、30名分の営業保証料合計15万6870円について請求を認容した原判決に対し控訴人が控訴した事案	◆パーティーを内容とするサービス契約の中途解約による損害賠償額の予定は、消費者契約法第9条第1号にいう「当該事業者が生ずべき平均的損害額」に限定されること、平均的損害額につき民事訴訟法第248条の趣旨に従って裁判所が相当の損害額を認定した事例	◆消費者契約法第9条第1号の「当該事業者が生ずべき平均的損害額」について、民事訴訟法第248条の趣旨に従って、パーティーの解約につき、一人当たりの料金4500円の三割に予定人数の平均である35名を乗じた4万7250円(4500×0.3×35=4万7250円)と認めるのが相当であるとされた。
2	平成14年 7月19日 大阪地判 平13(ワ)9030号	損害賠償請求事件	◆登録済未使用車(いわゆる新古車)の売買契約、消費者の都合で解約された場合の損害賠償金の支払いが争われた事案	◆消費者が自動車売買契約を解除した場合、事業者である売主に現実に損害が生じていないときは、事業者は、特約条項に基づき損害賠償金を請求することはできないとされた事例	◆被告の注文車両は他の顧客に販売できない特注品であったわけでもなく、被告は契約締結後わずか2日で解約したのであるから、その販売によって得られたであろう粗利益(得べかりし利益)が消費者契約法第9条の予定する事業者が生ずべき平均的な損害に当たるとはいえない。 ◆もともと、厳密に言えば、原告が取引業者との間で対象車両の確保のために使用した電話代などの通信費がかかっているといえないこともないが、これらは額もわずかである上、事業者がその業務を遂行する過程で日常的に支出すべき経費であるから、消費者契約法9条の趣旨からしてもこれを消費者に転嫁することはできないというべきである。 ◆結論としては、本件において、同法第9条の「平均的損害」は発生していないとして、原告の請求を棄却した。
3	平成15年 3月26日 さいたま地判 平14(ワ)2347号	違約金請求事件	◆LPガス販売業者である原告が、原告と被告との間で締結されたLPガス販売契約に係る特約に基づき、被告に対し、同契約の解約に伴う約定違約金8万8000円及びこれに対する解約日の翌日である平成14年8月21日から支払済みまで商事法定利率による遅延損害金の支払を求めた事案	◆消費者契約法第9条第1号所定の「平均的な損害額」の主張立証については、同法が消費者保護を目的とする法律であること、消費者が事業者にどのような損害が生じ得るのか把握しがたいこと、損害が生じていないという消極的事実の立証は困難であることなどに照らすと、事業者側が負担すべきものと解されることとした事例	◆消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害額」については、事業者たる原告が主張立証責任を負うものであり、この点が具体的に主張立証されていないとして、原告の請求を棄却した。
4	平成15年 7月16日 京都地判 平14(ワ)1832号	学納金返還請求、入学金返還請求事件[大学入学金等返還請求事件判決]	◆甲事件及び丙事件は、甲、丙事件原告らが、被告Aとの間で在学契約を締結し、入学金、初年度前期授業料、施設利用料等の金員(以下、これらの入学手続時に支払を要する費用を総称して「学納金」ともいう。)を納入したところ、その後入学を取りやめたと主張して、被告Aに対して、在学契約の解約に基づき学納金の返還及びこれに対する各訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案 ◆乙事件は、乙事件原告(以下「原告D」という。)が、乙事件被告Bとの間で原告Dの子をB短期大学に在学させる旨の契約を締結し、被告成安に対して、学納金を納入したところ、その後原告Dの子の入学を取りやめたにもかかわらず入学金相当額を控除した学納金の返還しか受けられなかったと主張して、被告Bに対して、同契約の解約に基づき入学金の返還を求めた事案	◆大学入試に合格し、大学の定める手続に従って入学金等を支払う等した入学希望者と大学との間の在学契約は消費者契約に当たるとされた事例 ◆大学入試の合格者が大学に入学金等を支払った後、入学を辞退した場合において、入学金等の返還をしない旨の特約は消費者契約法により無効とされた事例	◆3月31日以前に在学契約を解約した原告D、Eについては、入学金等についての返還請求を認容した。
5	平成15年10月 6日 大阪地判 平14(ワ)9624号	学納金返還請求事件	◆原告らが、被告との間で在学契約を締結し、入学金等を納付した後、上記在学契約を解除したが、入学金等を一切返還しない旨の被告の定める入学試験要項は消費者契約法9条1号、10条及び民法90条により無効であると主張して、在学契約解除に基づき各入学金等(第1事件につき135万円、第2事件につき50万円)の返還及びこれに対する各訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆大学に合格した者が入学手続を行って入学金等を納付した後入学を辞退した場合、授業料を返還しない旨の特約は消費者契約法第9条第1号に無効であると、大学は、入学辞退者に対し、その返還義務を負うとされた事例	◆授業料の不返還を定める部分は、消費者契約法第9条第1号により、その全部が無効になるとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
6	平成15年10月16日 大阪地判 平14 (ワ)6377号	学納金返還請求事件	◆被告の設置する私立大学の入学試験に合格し、被告に学納金(入学金、前期分授業料、前期分施設・設備費及び委託徴収金)を納入した上で入学を取りやめた原告らが、納入済みの学納金の返還を求めたところ、被告から、一度納入された学納金は返還しないとの約定(本件特約)を理由にその返還を拒否されたのに対し、同約定は消費者契約法及び民法90条により無効であるなどと主張して、被告に対し、原告Aは学納金全額相当額の、原告Bは前期分授業料及び委託徴収金相当額の不当利得返還を求めた事案	◆入学金返還については認めなかったものの、本件特約中、前期分授業料及び委託徴収金の不返還を定める部分は無効であるから、在学契約の解消に伴い、被告は納付した学納金のうち前期分授業料及び委託徴収金相当額の返還義務を負うとした事例	◆前期分授業料及び委託徴収金の不返還を定める部分は、消費者契約法第9条第1号により、その全部が無効になるとした。
7	平成15年10月23日 東京地判 平14 (ワ)20642号	各不当利得返還請求事件	◆学校教育法所定の大学を設置する被告らが実施した入学試験に合格して被告らとの間で在学契約を締結し、入学時納入金を支払ったものの、その後、他大学に入学するために同契約を解除したと主張する原告らが、被告らに対し、入学時納入金を返還しない旨の合意は無効であるとして、不当利得に基づき納入金相当額及びこれに対する請求(本件訴状の送達)の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆私立大学の入学時納入金の内、入学金は在学契約上の地位の取得についての対価と見ることができるとして、その相当額については、入学辞退者からの返還請求が認められなかった事例 ◆私立大学の在学契約については、委任に関する民法第651条第2項ただし書は適用されず、入学時納入金についてなされた入学辞退者ないし退学者との間での不返還合意は公序良俗に反するとはいえないとされた事例 ◆私立大学の在学契約についても消費者契約法が適用され、入学辞退者に、入学時納入金を返還しない合意の内、入学金を超える部分は、損害賠償予定の金額とみるべきであるが、その金額は平均的損害を超えるもので無効とされ、返還請求が認められたが、中途退学者については、当該年度に納入すべき金額が平均的損害となるとされ、返還請求が認められなかった事例	◆入学金以外の学納金につき、消費者契約法第9条第1号に反し、無効とした。
8	平成15年11月7日 大阪地判 平14 (ワ)6370号	学納金返還請求事件	◆大学を設置運営する被告との間で在学契約を締結し、学納金(入学金、前期授業料及び前期施設費)を納入した原告が、後に当該大学への入学を取りやめ、準委任契約としての在学契約を解除したとして、不当利得による利得金返還請求権に基づき、被告に対して、入学金等の返還を求めたのに対し、被告は、不返還特約を根拠に支払を拒絶した事案	◆被告は、入学金については、原告らに反対給付としての入学しうる地位を付与しているから、そもそも返還義務を負うことはないが、入学金以外の学納金については、次年度に入る前に在学契約を解除した者には返還されるべき性質のものであり、しかも、この部分に関する本件不返還特約は消費者契約法第9条第1号に基づき無効であるから、被告は、既に前期授業料及び前期施設費を納入していた原告Aに対し、これを返還すべき義務を負うなどとして、原告の請求を一部認容した事例	◆学納金不返還特約について、消費者契約法第9条第1号に反し、無効であるとした。
9	平成15年11月7日 大阪地裁 平14 (ワ)9633号	学納金返還請求事件	◆大学を設置運営する被告との間で在学契約を締結し、学納金(入学金、前期授業料及び前期施設費)を納入した原告らが、後に当該大学への入学を辞退し、在学契約を解除したとして、不当利得による利得金返還請求権に基づき、被告に対して、入学金等の返還を求め、被告は学納金の不返還特約を根拠に支払を拒絶した事案	◆被告は、入学金については原告らに反対給付としての入学しうる地位を付与しているから、そもそも返還義務を負うことはないが、入学金以外の学納金については、新たな年度に入る前に在学契約を解除した者には返還されるべき性質のものであり、しかも、この部分に関する本件不返還特約は消費者契約法第9条第1号に基づき無効であるから、被告は既に前期授業料及び前期施設費を納入していた原告Aに対し、これを返還すべき義務を負うとして、請求の一部を認容した事例	◆学納金不返還特約について、消費者契約法第9条第1号に反し、無効であるとした。
10	平成15年11月26日 東京地裁 平14 (ワ)27108号	契約金請求事件	◆被告らとの間で国際結婚仲介契約を締結したとするコンサルタント会社(原告)が、中国人女性を紹介したにもかかわらず、被告らが中国への渡航を中止したとして、違約金等の支払を求めた事案	◆損害賠償額の予定が消費者契約法第9条に違反しないとされた事例 ◆契約者が契約を解約するときには、原告の定める解約書を提出することによって行う旨、及び提出されたパスポートは一切返却しない旨の定めが、いずれも消費者契約法第10条に違反して無効ではあるが、契約全体が無効となるものではないとして、違約金の請求が一部認容された事例	◆本件契約第3条には、「提出されたパスポートは一切返却しない」との規定があるところ、同条は消費者の海外渡航の自由を制限するものであって無効というべきである。しかし、同規定があり、また上記のとおり解約制限規定があるとしても、そのことから、当該条項が無効であることは別として、本件契約全体が無効ということとはできない、とされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
11	平成15年11月27日 京都地裁 平14 (ワ)1815号	学納金返還請求事件	◆被告が設置する大学に合格し、被告に入学金、前期授業料等の納付金を支払った原告らが、その後被告大学への入学を辞退したにもかかわらず、被告が入学試験要項等にこれらの納付金を返還しない旨の条項があることなどを理由にこれを返還しないことについて、かかる特約は無効であるなどと主張して、原告A、同C、同D及び同Eにあっては納付済みの前期授業料及び前期施設設備費相当額、原告B及び同Fにあっては納付済みの入学金相当額の支払をそれぞれ求めた事案	◆入学金については、入学内定者が入学辞退をしても、そもそも被告が返還義務を負うことはないというべきであり、入学辞退者は学納金不返還条項の有無にかかわらず、被告に対し、返還を求めることはできないとして、原告B、同Fの請求を棄却したものの、前期授業料及び前期施設設備費については、被告は、原則として入学宣誓式までに入学を辞退した者に対しその返還義務を負うのであり、また、本件不返還条項はそのすべてが消費者契約法9条1号により無効であるとして、原告A、同C、同D及び同Eの請求を認めた事例	◆入学金については、学納金不返還条項の有無にかかわらず、被告が返還義務を負うものではないとし、前納授業料等については、公序良俗違反の主張は排斥したものの、消費者契約法第9条第1号より、前納授業料等の不返還特約分が無効とされた。
12	平成15年12月24日 京都地裁 平14 (ワ)1814号	学納金返還請求事件	◆被告の設置する大学に合格し、被告に対して入学金、授業料及び施設設備費(合わせて学納金という)を支払ったものの入学を辞退した原告が、学納金を返還しない旨の条項(本件不返還条項)が消費者契約法9条若しくは10条又は民法90条により無効であるとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、支払った学納金の返還を求めた事案	◆入学金については本件不返還条項が、消費者契約法第9条若しくは第10条又は民法第90条によって無効となるか否かという問題は問題とならないなどとして、入学金返還については認めなかったものの、本件不返還条項のうち、授業料及び施設設備費を返還しない旨を定めた部分は、消費者契約法第9条第1号により、その全部が無効になるというべきであるから、被告は原告に対し、授業料及び施設設備費を返還すべき義務を負うなどとして、請求の一部を認容した事例	◆授業料及び施設設備費を返還しない旨を定めた部分は、消費者契約法第9条第1号により、その全部が無効になるとした。
13	平成15年12月24日 神戸地裁 平14 (ワ)1409号	各学納金返還請求事件	◆被告が設置運営する大学に合格し、入学に必要な手続を行った原告らが、合格発表の時点で被告と原告らとの間で準委任契約である在学契約が成立し、その後大学への入学を辞退し在学契約を解除したとして、不当利得返還請求権に基づき、被告に対し、入学金、前期授業料、前期施設設備費及び前期教育充実費の返還を求めた事案	◆入学金の返還請求を認めず、入学金以外の授業料等に関しては、原告らが、対価である学校教育役務の提供を受ける前である4月1日までに各自の在学契約を解除していれば、各原告において学納金の返還を被告に対して求めることができるが、被告と原告らとの間の在学契約の解除は一方的な電話による通知などでは足りず、同大学教務部において準備される退学願を教務部に提出して行うか、代替し得る客観的に明確な方法で通知する必要があるところ、原告らはこれらの主張立証をしていないとして、原告らの請求を全て棄却した事例	◆入学金については、消費者契約法第9条の損害賠償の額の予定又は違約金の定めには当たらないとし、授業料については、3月31日までに在学契約を解除したとは認められないため、授業料等の返還を求める地位を失ったとされた。
14	平成15年12月26日 大阪地裁 平14 (ワ)6375号	学納金返還請求事件	◆被告の設置する私立大学の実施した入学試験に合格して、被告との間で在学契約を締結し、学納金を納付したが、その後、入学を辞退して、同契約を解除したと主張する原告らが、被告に対し、入学金等は一切返還しない旨の合意は無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、入学金等の返還の支払を求めた事案	◆学納金のうち入学金については返還する必要はないとしたものの、授業料等(学納金のうち入学金を除いたもの)については返還すべき義務があるとし、この部分の不返還特約については消費者契約法第9条により全部無効であるなどとして、原告らの請求のうち一部を認容した事例	◆授業料等の不返還特約につき、消費者契約法第9条第1号より無効であるとされた。
15	平成16年1月21日 大阪地裁 平14 (ワ)6372号	学納金返還請求事件	◆被告大学の入学試験に合格した原告が、在学契約を解除したとして、不当利得返還請求を行った事案	◆平成一四年四月に私立大学に入学し、同年七月に退学した学生の納付した授業料について、不返還特約は無効であるとして、その一部の返還請求が認められた事例	◆本件不返還特約のうち、少なくとも授業料及び委託徴収金に関しては、民法上返還すべき授業料及び委託徴収金の返還義務を免れさせるものであるから、消費者契約法第9条第1号にいう「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するとされた。
16	平成16年2月18日 岡山地裁 平14 (ワ)1058号	学納金返還請求事件	◆被告大学を設置する被告学校法人と準委任契約である在学契約を締結したとする原告らが、同契約を解約した結果、既払の学納金は不当利得となるとして、被告に対し、その返還を求めた事案	◆学納金のうち入学金は入学手続完了者の入学資格の対価であるから、本件解約によっては返還を求めることはできないが、授業料等は教育の提供の対価であるから、教育の提供を受ける機会のない時期に本件解約をした原告らには授業料等の不当利得返還請求権があるとした上で、本件契約の特約のうち入学金を除く本件金員の返還を認めない部分は、消費者契約法9条1号により無効であるとしたが、本件特約のうち入学金の返還を認めない部分は、同法第10条及び民法第90条に反するとは認められないとして、授業料等の不当利得返還請求のみを認容した事例	◆本件契約の特約のうち入学金を除く本件金員の返還を認めない部分は、消費者契約法第9条第1号により無効であるとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
17	平成16年3月5日 大阪地裁 平14 (ワ)6380号	学納金返還 請求事件	◆被告大学又は被告女子大学の平成14年度入学試験に合格し、入学手続を行った原告らが、後日、被告大学等への入学を辞退したことから、入学手続の際に納入した学納金又は授業料等(以下、入学手続の際に大学に対して納入する金銭を総称して「学納金」という。)が不当利得となるとして、原告らが、被告に対し、上記学納金及びそれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆4月1日以降に在学契約を解除された場合に私立大学に生ずべき平均的な損害の額は、初年度春学期の授業料等の額と同額であると認めるのが相当であるとし、本件特約を有効とし、3月31日以前にそれぞれ在学契約を解除した原告については、本件特約中、第2次手続に要した学納金(ただし、学会費等は除く。)を返還しないとする部分は、私立大学に生ずべき平均的な損害の額を超えることから、本件特約はその範囲で無効であるとし、請求を一部認容した事例	◆3月31日以前に在学契約を解除した者についてのみ、本件特約中、第2次手続に要した学納金を返還しないとする部分が消費者契約法第9条第1号に反し、無効であるとした。
18	平成16年3月22日 東京地裁 平14 (ワ)20623号	不当利得返 還請求事件	◆大学入学試験合格者が、入学金・前納授業料等の入学時納入金を支払った後、入学を辞退し、大学に対し入学時納入金の返還を求めた事案	◆入学金は当該大学に入学する権利を確保するための権利金(入学し得る地位を獲得するための対価)であるとして、大学からの返還が認められなかった事例 ◆入学辞退者に入学時納入金を返還しない特約のうち前納授業料等の部分は、消費者契約法第9条所定の損害賠償の予定に当たり、在学契約の解除に伴って発生する平均的損害は存在しないとして前納授業料等の不返還特約分が無効とされた事例	◆入学金については、損害賠償の予定又は違約金の性質を有するものではないため、消費者契約法第9条第1号を適用する余地はないとし、前納授業料等については、公序良俗違反及び同法第10条違反の主張は排斥した。
19	平成16年3月30日 東京地裁 平14 (ワ)26066号	不当利得返 還請求事件	◆いわゆる学納金返還訴訟の事案	◆私立大学の入学時納入金の内、入学金は在学契約上の地位の取得についての対価と見ることができるとして、その相当額については、入学辞退者からの返還請求が認められなかった事例 ◆私立大学の在学契約については、委任に関する民法第651条第2項ただし書は適用されず、入学時納入金についてなされた入学辞退者ないし退学者との間での不返還合意は公序良俗に反するとはいえないとされた事例 ◆私立大学の在学契約についても消費者契約法が適用され、入学辞退者に、入学時納入金を返還しない合意の内、入学金を超える部分は、損害賠償予定の金額とみるべきであるが、その金額は平均的損害を超えるもので無効とされ、返還請求が認められたが、中途退学者については、当該年度に納入すべき金額が平均的損害となるとされ、返還請求が認められなかった事例	◆学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、入学辞退者が明らかに授業開始前に在学契約を解除したのと言えない限り、大学等に受け入れ態勢の整備に要した費用等の損害が生じたとした。
20	平成16年4月30日 東京地裁 平14 (ワ)20659号	不当利得返 還請求事件	◆いわゆる学納金返還訴訟の事案	◆大学との間で在学契約を締結し入学時納入金を支払い入学予定者となった者が入学を辞退した場合、入学時納入金のうち入学金については大学にその返還を求めることはできないが、授業料、施設整備費等、学生会費、父兄会費、保険料等は特約の約束のない限り返還を求めることができることと解した事例 ◆入学時納入金不返還の合意が公序良俗に反して無効とはいえないと判示した事例	◆学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法第9条第1号の平均的損害を各原告毎に個別に判断したが、特約自体について同法第10条違反により無効となることはないとした。
21	平成16年7月21日 東京地裁 平15 (シ)368号	手術料返還 請求控訴事 件	◆美容整形手術契約において、患者の都合により手術を取り消した場合の違約金の支払義務を定めた条項が問題となった事案	◆違約金条項について平均的損害を超えるものと認めることはできないと判示された事例	◆まぶたに係る美容外科手術について、手術の直前に取消した原告が被告に対して、契約の取消等を主張して、支払い済みの代金の返還等を求めた事案において、支払った手術料である63万円を違約金とする旨の条項について消費者契約法第9条第1号違反を主張したところ、他の医院でも同様の条項を定めていること等に鑑み、同条項違反とはしなかった。

「平均的な損害の額」が争われた裁判例

(参考資料⑦)

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
22	平成16年7月23日 東京地裁 平15 (ワ)23319号	大学入学金等返還請求事件	◆いわゆる学納金返還訴訟の事案	◆学生側が入学後に在学契約を解除したからといって被告大学が上記のような経費等の負担を免れるわけではなく、また、被告大学は、学生の編入学によって授業料等の追加収入を得ることもできないことなどに照らすと、本件授業料等返還約款は、少なくとも学生が入学時期である4月1日を過ぎて在学契約の解除をした場合には授業料等を返還しないという限度においては有効というべきであるとして、大学が定めた授業料等返還約款が、暴利行為に該当せず、消費者契約法第10条、同第9条第1号にも反しないとされた事例	◆学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法第9条第1号の平均的な損害を超えることもなく、特約自体について第10条違反により無効となることはないとした。
23	平成16年7月29日 東京地裁 平15 (ワ)4485号	違約金請求事件	◆ゴルフ会員権の売買を業とする原告が、被告との間でゴルフ会員権の売買契約が成立したにもかかわらず被告がこれを事後に撤回したとして、被告に対し、違約金の支払を求めた事案	◆消費者契約法第9条第1号は、民法第420条を前提として違約金の合意に基づく権利発生を定めたものとして権利障害規定に該当するから、法律効果の発生によって利益を受ける側の消費者がその立証責任を負っている旨判示した事例	◆ゴルフ場の会員権の売買における業者から注文をキャンセルした買主に対する違約金支払請求において、買主が、購入希望価格の2割と定められている違約金について、消費者契約法第9条第1号に反するとの主張を行ったが、同条項の立証責任は消費者の側が負うところ本件では第9条第1号に反することの立証がなされていないとした。
24	平成16年12月20日 東京地裁 平14 (ワ)28684号	各不当利得返還請求事件	◆原告らが入学手続き時に支払った入学金、授業料等の学納金が、その後の他大学への進学決定等を理由とする原告らの入学辞退により、被告学校法人らの不当利得になったとして、不当利得返還請求に基づきその返還を求めた事案	◆入学金は合格者が入学資格を取得するための権利金としての性格を有することからその不返還特約は有効であるが、授業料等については、その全額が「同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」を超過するとして、その不返還特約が無効であると判断された事例	◆学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法第9条第1号の平均的な損害を超えるとした。
25	平成17年3月10日 東京高裁 平16 (ホ)2715号	各不当利得返還請求控訴事件	◆原告が被告大学に対して、一旦納入した学納金の返還を求めるいわゆる学納金返還訴訟の事案	◆不返還部分のうち授業料等については法9条1号の平均的な損害を超えるものであるため無効であるとした事例	◆学納金返還訴訟において、4月1日より前に在学契約を解消した者に対する不返還特約は、平均的な損害を超える損害賠償を予定したものであるから、消費者契約法第9条第1号により、当該不返還特約のうち授業料等の金員に係る部分が無効であるとした。
26	平成17年4月22日 大阪高裁 平16 (ホ)1083号	学納金返還請求控訴事件	◆原告が被告大学に対して、一旦納入した学納金の返還を求めるいわゆる学納金返還訴訟の事案	◆不返還部分のうち授業料等の一部については法第9条第1号の平均的な損害を超えるものであるため無効であるとした事例	◆学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める部分の一部について、消費者契約法第9条第1号の平均的な損害を超えるとした。
27	平成17年4月28日 横浜地裁 平15 (ワ)3452号	不当利得返還請求事件	◆大学の合格者が入学金納付後新年度開始前に当該大学への入学を辞退した事案	◆大学は、入学辞退者に対し入学金を返還すべきであるとされた事例	◆いわゆる学納金返還訴訟における新年度開始前の入学辞退者について、返還金不返還特約が、入学辞退時点等との関係で平均的な損害を超える部分があるため、その部分については無効と判断した。
28	平成17年7月21日 東京地裁 平16 (ワ)21104号	不当利得返還請求事件	◆大学入学を辞退した原告らが、受験して合格した大学の開設者である被告らに対し、在学契約を締結し、入学金及び前納授業料等を納めた後、当該在学契約を解除して、不当利得返還請求権に基づき入学金及び前納授業料等の返還を求めた事案	◆入学金の返還は要しないが、前納授業料等については入学式前に入学辞退した場合には返還すべきであるとされた事例	◆授業料不返還特約について、平均的な損害は存しないとして、全部無効とした。
29	平成17年9月9日 東京地裁 平17 (シ)67号	不当利得返還請求控訴事件	◆控訴人は、本件においては控訴人と被控訴人の間で未だ結婚式場利用契約が成立していないこと及び申込みを撤回した場合の取消料条項は消費者契約法10条に反し無効であることを主張して、被控訴人に対し、不当利得に基づいて、予約金の返還等を求めた事案	◆結婚式場利用契約に付された予約取消料条項が、挙式予定日の一年以上前にされた予約取消しに関する限度で、消費者契約法第9条第1号により無効であるとし、申込金の返還請求が認められた事例	◆結婚式場利用契約の予約取消料条項について、契約が成立しているため消費者契約法第10条違反の前提を欠くとしたが、予約の解除によって被控訴人に何らかの損害が生じたと認めることはできないとして、同法第9条第1号の適用を認めた。

「平均的な損害の額」が争われた裁判例

(参考資料⑦)

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
30	平成18年1月31日 東京地裁 平16 (ワ)14344号	学納金返還請求事件	◆被告が設置する大学に合格し、入学金や授業料等(以下「入学時納入金」という。)を納入した後、他大学への合格を理由に入学を辞退した原告が、不当利得返還請求権に基づき、被告に対し、入学時納入金の返還及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆在学契約の解消につき、入学金は大学に入学し得る地位を取得することなどの対価であり、大学はその返還をすることを要しないが、入学予定者の入学辞退により何らかの平均的損害はないものと認めるのが相当であるから、授業料及び教育充実費を返還することを要しない旨の合意は消費者契約法九条一項により無効であり、被告大学はこれを返還することを要するとされた事例	◆大学は、「入学予定者が入学を辞退したことによって生ずる損害を回避するために、何らかの対策を講じていると推認することができるから、原則として、入学予定者が入学を辞退したとしても、典型的にみて損害が生じているとは考えられない。そして、入学予定者の入学辞退により何らかの平均的な損害が生じることについての反証はないから、入学予定者の入学辞退に伴う平均的な損害はないものと認めるのが相当である。」として、不返還合意は、消費者契約法第9条第1号により無効とした。
31	平成18年5月25日 東京地裁 平17 (ワ)16768号	入学金返還請求事件	◆被告大学へ合格して入学金のほか授業料、教育充実費等を支払った原告が、入学注意事項には入学辞退の一定期限後は納付金は一切返還しない旨の記載(不返還特約)があったものの、その後入学を辞退したことから、納付金の不当利得返還を請求した事案	◆本件不返還特約は消費者契約法第9条第1号により無効であるとして、入学金を除いて原告が請求したところの納付金につき請求を認めた事例	◆授業料の不返還合意について、平均的損害はないとして、消費者契約法第9条第1号を適用して無効とした。
32	平成18年6月27日 東京地裁 平16 (ワ)7327号	不当利得返還請求事件	◆被告らが開設する大学の入学試験に合格し、入学金及び授業料等の入学時納入金を納入した後、他の大学への入学等を理由に入学を辞退した原告らが、被告らの入学手続書等に定められている学納金の不返還合意は無効であり、被告らは原告らが納入した学納金を法律上の原因なく取得しているとして、不当利得に基づき、学納金の返還を求めた事案	◆3月31日までに大学との間で在学契約を解除した場合には、原告らの入学辞退によって被告大学らには平均的損害は発生しておらず、学納金不返還の合意は授業料等の不返還を規定する限りにおいて消費者契約法9条1号によって無効になると判断された事例	◆授業料の不返還合意について、平均的損害はないとして、消費者契約法第9条第1号を適用して無効とした。
33	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平17(オ)886号	不当利得返還請求事件	◆学校教育法所定の大学を設置する被告らが実施した入学試験に合格して被告らとの間で在学契約を締結し、入学時納入金を支払ったものの、その後、他大学に入学するために同契約を解除したと主張する原告らが、被告らに対し、入学時納入金を返還しない旨の合意は無効であるとして、不当利得に基づき各納入金相当額及びこれに対する請求(本件訴状の送達)の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆消費者契約法第9条第1号は、憲法第29条に違反しないとして、上告を棄却した事例	◆消費者契約法第9条第1号の適用の有無ではなく、同号の合意性が判断された。
34	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平17(受)1158号	不当利得返還請求事件	◆原告らが、それぞれ、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約は、国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年3月24日ころまでに行われ、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了し、補欠合格者の発表もほとんどが3月下旬までに行われているという実情の下においては、同契約の解除の意思表示が大学の入学年度が始まる4月1日の前日である3月31日までにされた場合には、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となり、同契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、上記授業料等が初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、上記平均的な損害を超える部分は存しないものとして、すべて有効となるとして、授業料等の返還請求を認めた事例	◆授業料等の不返還特約について、解除の意思表示が3月31日までにされた場合は、平均的な損害は存しないとして、全部無効となるとした。
35	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平17(受)1437号	学納金返還請求事件	◆原告らが、それぞれ、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆入学手続要項等に「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したもののみならず」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」等の記載がある大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約は、入学式の日までに明示又は黙示に同契約が解除された場合には、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法第9条第1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となるとして、授業料等の返還請求を認めた事例	◆授業料等の不返還特約について、入学式の日までに契約が解除された場合は、平均的な損害は存しないとして、全部無効となるとした。

「平均的な損害の額」が争われた裁判例

(参考資料⑦)

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
36	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平18(受)1130号	不当利得返還請求事件	◆原告が、被告入学生への入学を辞退して本件在学契約を解除したなどとして、被告入学生に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額から返還済みの本件後援会費相当額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆大学の入学試験に合格し、納付済みの授業料等の返還を制限する旨の特約のある在学契約を締結した者が、同大学の職員から入学式に出席しなければ入学辞退として取り扱う旨が告知され、入学式に欠席した場合において、同大学が同特約が有効である旨主張することは許されないとされた事例	◆授業料の不返還合意について、平均的損害はないとして、消費者契約法第9条第1号を適用して無効とした。
37	平成18年12月22日 最高裁第二小法廷 平17(受)1762号	学納金返還請求事件	◆いわゆる鍼灸学校の入学試験に合格し、同学校との間で納付済みの授業料等を返還しない旨の特約の付された在学契約を締結した者が、入学年度の始まる数日前に同契約を解除したとして、授業料等の返還を求めた事案	◆納付済みの授業料等を返還しない旨の特約が消費者契約法第9条第1号により無効とされた事例	◆在学契約における授業料等を返還しない旨の特約について、消費者契約法第9条第1号違反により無効とした。
38	平成20年1月31日 東京地裁 平19 (ワ)6208号	履修料返還請求事件	◆履修料等を納付するなどして、被告大学の科目等履修生となった原告が、講座を三回受講した後、履修契約の解除を主張して被告大学に履修料の返還を求めたところ、被告大学が、履修料不返還特約の成立を主張して争った事案	◆同不返還特約は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予約又は違約金の定めの本質を有し、その目的、意義からして合理性を否定できず、履修料の額に、解除に伴い被告大学に生ずべき平均的な損害を超える部分は存しないとして、消費者契約法第9条第1項、第10条の適用を認めず、原告の請求を棄却した事例	◆大学の科目等履修生である原告が被告大学に対して履修契約の解除及び履修料の返還を主張し、大学側が不返還特約の成立を主張したのに対し、当該特約が消費者契約法第9条第1号及び第10条に反する旨原告側が主張した事案において、特約に定められた違約金の額は平均的損害の額を超えず、同法第10条にも反しないとして原告の主張を退けた。
39	平成20年4月18日 東京地裁 平18 (ワ)23800号	違約金等請求事件	◆原告A社が、被告甲に対して建物を賃貸したものの同人が約定の保証金の支払を怠ったと主張して、被告甲に対しては賃貸借契約の約定に基づき、被告乙に対しては連帯保証契約に基づき、約定の違約金の支払を求め、原告B社が被告甲に対して賃貸借契約に関する媒介報酬の支払を求めた事案	◆原告ら主張の契約が締結された事実を認定した上で、契約締結につき被告らに錯誤は認められず、また、賃貸借契約の契約書は民法第446条第2項の書面に該当するとしてほか、本件賃貸借が事業用定期賃貸借契約に該当することなどから消費者契約法の適用があるか疑問があり、さらに仮にその適用があったとしても同法第9条第1号違反はないとして契約の有効性を認め、請求を全て認容した事例	◆賃貸人から賃借人に対する保障金支払請求等の事案において、賃借人が抗弁として違約金条項に係る消費者契約法第9条第1号違反を主張したところ、裁判所は、賃貸借契約が事業用定期賃貸借であるため消費者契約法の適用があることには疑問があり、また賃料5か月分という違約金額は平均的損害額を超えていないものとして抗弁を退けた。
40	平成20年10月17日 東京地裁 平18 (ワ)3751号	卒業認定等請求事件	◆被告が経営する高校に在学していた原告が、ホームルーム中に担任教師に暴行を加えたこと等を理由に退学処分を受けたことについて、退学処分は無効であり被告との在学関係は存続していると主張して、被告に対し、主位的に、卒業認定及び卒業証書の授与を、予備的に、原告が高校の生徒の地位にあることの確認を求めると共に、無効な退学処分を受けたことによる損害の賠償を求めた事案	◆被告が原告を退学処分としたことに裁量権の逸脱は認められず、被告が原告の非違につき二重に処分した事実も認められないとした上で、被告が不法行為を行った事実は認められないなどとして、請求が棄却された事例	◆退学処分に係る生徒側からの争いに付随し、一度納入された授業料について一切返還されないという学則の規定の消費者契約法第9条第1号該当性が争われたところ、裁判所は、年度途中における退学は予想がつかず、高校側は1年を単位として授業等の準備をしていることから、授業料分については平均的損害に該当するとして第9条第1号の適用を否定した。
41	平成20年12月4日 東京地裁 平20 (ワ)8号	原状回復請求事件	◆原告が、「復縁屋」などと呼ばれている業務を行う被告に対し、原被告間で締結した知人の所在・身元の調査依頼契約等が無効であると主張して、不当利得返還請求権に基づき、支払済費用相当額の返還を求めた事案	◆本件契約条項の一部については消費者契約法違反としてその効力が否定されるものがあり得るが、契約全体が社会的相当性を著しく欠くとはえず、また、被告において、契約履行のため、従業員及び外注先に調査業務を行わせ、相当額の支出をしたことなどの事情に鑑みれば、契約の各費用が暴利行為に当たるほど高額であるともいえないから、本件契約が公序良俗に違反して無効であるとはいえず、また契約に要素の錯誤もないとして、原告の請求が認められなかった事例	◆身元調査等の契約に関し、依頼者が契約の無効を主張し、その理由として消費者契約法10条も挙げたところ、損害責任の制限に係る規定など、消費者契約法第8条第1項第1号、第9条第1号に違反する規定も一部にはあるが、全体としては同契約は公序良俗に反することはなく、錯誤無効も認められなかった。
42	平成20年12月17日 東京高裁 平18 (ネ)141号	設備費用請求控訴事件	◆LPガス消費設備につき、ガス供給業者と消費者との間で締結された補償費支払に関する合意が存在した事案	◆問題となった補償費に関連し、当該補償費は消費者契約法第9条所定の違約金に該当すると解され、平均的な損害を超えた部分は無効となること、本件では、ガス供給業者に平均的損害があるとは認められないとして、本件補償費全額が同条により無効とされた事例	◆LPガス設備の貸与契約に係る補償費の定めについて、LPガス消費設備の価格補填の目的に出たものといえず、貸与契約解約時に何等の対価なく消費者側に発生する金銭支払義務を定めたものであるとした上で、貸与契約による平均的損害を超えて定められた違約金部分は消費者契約法9条1号により無効と判示した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
43	平成21年2月20日 東京簡裁 平20(少 コ)3509号	解約予告不足金請求事件	◆建物の賃貸人である原告が、賃借人である被告Aは賃貸借契約(本件契約)を即時解約したとして、被告A及び本件契約の連帯保証人である被告Bに対し、本件契約の約定に基づき賃料・共益費の6ヶ月分の金員を請求した事案	◆本件契約は、事業者たる原告と一般消費者である被告らとの間の消費者契約に該当する(消費者契約法第2条第3項)、一般の居住用建物の賃貸借契約であり、解約予告に代えて支払うべき違約金額の設定は、消費者契約法第9条第1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たると解され、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超えるものは当該を超える部分につき無効となとした上で、本件において解約により原告が受けることがある平均的な損害は賃料・共益費の1ヶ月分相当額であり、1ヶ月分を超える違約金額を設定している本件約定は、そのを超える部分について無効と解すべきであるとして、賃料・共益費の1ヶ月分のみ請求を認めた事例	◆賃貸借契約において、違約金・遅延損害利率を定める条項について、消費者契約法第9条第1号・第2号を適用して無効とした。
44	平成21年7月10日 横浜地裁 平19 (ワ)2840号	報酬約金請求事件	◆弁護士である原告が、被告から委任を受けた後、解任されたことに関し、未払着手金の支払を求めるとともに、いわゆるみなし成功報酬特約又は民法130条に基づきみなし条件成就を主張して、成功報酬の支払を求めた事案	◆弁護士委任契約における着手金とは、一般に、「事件又は法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価」をいうと解されるところ、着手金も本質的には「委任事務処理の対価」である以上、委任が履行の途中で終了した場合には、民法第648条第3項、第650条第1項に従った精算を予定するものと解され、仮に、委任の中途終了の場合でも着手金の精算を一切認めない旨が合意されていた場合には、当該合意は、消費者契約法第9条第1号又は第10条の規定により全部又は一部が無効となるとされた事例 ◆本件解任は、原告の責めに帰することができない事由によるものであるとした上、報酬額、委任処理事務の程度、同事務処理に要した費用などから、未払着手金の支払請求を一部認めたものの、成功報酬請求については、本件特約が定めるみなし成功報酬は、その全額が違約金等としての性質を有し、また、本件で消費者契約法第9条第1号所定の「平均的な損害」は存在しないとして、本件特約を全部無効とした上、本件解任が民法第130条の所定の故意による条件成就の妨害に該当するとは到底いえないとして、成功報酬支払請求を棄却した事例	◆消費者契約法第9条第1号を適用するが、「平均的な損害」は生じていないとして、本件特約の全部が無効とされた。
45	平成21年8月7日 東京簡裁 平21(少 コ)998号	敷金返還請求本訴事件(通常手続移行)、解約違約金等請求反訴事件	◆未払賃料を控除した後の敷金残額の返還を求めた本訴請求に対して、被告が原状回復費用、解約違約金及び未払賃料の支払を求めて反訴請求した事案	◆原状回復費用につき、通常損耗の場合でも、借主が費用を負担することが明確に合意されているとし、被告のルームクリーニングの費用の請求を認め、中途解約違約金条項については、賃料の1か月分を超えるを超える部分については消費者契約法第9条第1号に反し無効となるとして、賃料1か月分の限度で被告の主張を認めた事例	◆本件の中途解約違約金条項は、1年未滿で解約する場合は、賃料2ヶ月分の違約金の支払を義務付けていたところ、一律に無効としなければならないものではないとして、消費者契約法第10条の適用を否定し、賃料1か月分を超える部分については、同法第9条第1号によって無効とされた。
46	平成21年9月8日 東京地裁 平20 (ワ)24606号	請負代金返還請求事件	◆住宅の設計業務委託等の契約を被告と締結した原告が、契約を解除したにもかかわらず内金を被告が返還しないとしてその返還を求めた事案	◆原告が自己都合により契約を解除したことは明らかであるとした上で、原告・被告間の契約は消費者契約にあたり、被告は受領済み金員の返還義務を負わないと定める条項は、受領した金員を違約金とする趣旨と解されるから、平均的な損害の額を超える部分については無効であるとして、本件においては、設計業務の報酬は請負金額の2.8%とされているところ、出来高としては完了に近い段階まで至っていたものと推認されるから、請負金額の2.5%が平均的な損害であるとしてこれを超える部分の返還を認めた事例	◆原告が契約時に支払った100万円のうち、出来高に応じ約84万円は被告に生じた平均的な損害と認定し、約15万円の返還請求を認めた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
47	平成21年10月21日 東京地裁 平20 (ワ)5792号	土地建物所有権移転仮登記抹消登記等請求事件	◆本件土地建物の所有者であるX1が、X1の子であり、本件土地建物につき始期付所有権移転仮登記を経由しているY1に対し、所有権に基づく妨害排除請求として上記仮登記の抹消登記手続を求め、元妻であるY2に対し、X1名義の銀行預金口座の預金を勝手に引き出して着服した旨主張し、不法行為に基づく損害賠償請求をし、Y1及びY2が本件建物に係る賃料を着服した旨主張し、不法行為に基づく損害賠償請求をし、Y2及びX1が入居していた施設を運営するY3に対し、共謀の上X1を騙し施設に入居させ退去しようとするX1を監禁状態におき、よってX1に対し、本件施設への入居一時金及び月額利用料と同額の損害を与えたとして不法行為に基づく損害賠償を請求し、X1を代理して離婚調停事件を申し立てた弁護士であるX2が、Y2に対し、Y2のX2を被懲戒請求者とする懲戒申立は不法行為を構成する旨主張して不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆X1とY1が死因贈与契約を締結したことや本件仮登記が同契約に基づくものであることが認められる等として本件仮登記の抹消手続請求を棄却し、Y2の本件預金の引き出しはX1の承諾によるものであり、本件預金及び賃料はX1の入院費用その他の費用に充てるために費消されたとしてY1及びY2に対する損害賠償請求を棄却し、本件施設への入居にX1は同意したとしてY2及びY3に対する損害賠償請求を棄却し、Y2の行った懲戒申立は弁護士懲戒制度の制度趣旨に照らし相当性を欠くものであったと認めるに足りる事情は見当たらないとして、X2のY2に対する損害賠償請求を棄却した事例	◆施設への入居契約中、入居一時金の30%相当分を入居日をもって取得すること等を定める条項につき、消費者契約法第9条第1号及び第10条に反するものではないとした。
48	平成21年11月16日 東京地裁 平20 (ワ)17485号	和解金請求事件	◆ゴルフ会員権売買業者である原告が、被告に対して、被告所有のゴルフ会員権を原告から第三者に転売する契約が成立することを停止条件として原告と被告との間に上記会員権の売買契約を締結したのに、被告が売却意思を翻したとして、被告が自認した約定違約金の支払を内容とする和解契約に基づき、和解金の支払を求めた事案	◆上記和解契約の締結に際して原告が被告に告知した違約金額につき事実と異なる告知があったとして、消費者契約法第4条第1項第1号による和解契約の取消しを認めて請求を棄却した事例	◆ゴルフ会員権の売却申し出の撤回により生じる一般的な損害は、広告宣伝費や名義書換準備のための実費及び販売管理費等であり、違約金として定めた490万円のうち49万円を超える部分は、消費者契約法第9条第1号より、無効とされた。さらに、この490万円の違約金の支払いが必要であるとの説明を前提とする和解契約は、同法第4条第1項第1号の取消原因が存するとされた。
49	平成22年3月30日 最高裁第三小法廷 平21(受)1232号	学納金返還請求事件	◆専願等を資格要件としない大学の平成18年度の推薦入学試験に合格し、初年度に納付すべき範囲内の授業料等を納付して、当該大学との間で納付済みの授業料等は返還しない旨の特約の付された在学契約を締結した者が、入学年度開始後である平成18年4月5日に同契約を解除した場合において、学生募集要項に、一般入学試験の補欠者とされた者につき4月7日までに補欠合格の通知がない場合は不合格となる旨の記載があり、当該大学では入学年度開始後も補欠合格者を決定することがあったなどの事情がある事案	◆専願等を資格要件としない大学の推薦入学試験に合格した者が入学年度開始後に在学契約を解除した場合において、本件授業料等は、解除に伴い当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものではないとして、いわゆる授業料等不返還特約が有効とされた事例	◆4月1日以降に在学契約が解除されることは予定されておらず、授業料等は平均的な損害を超えるものではないと判断した。
50	平成23年4月25日 東京地裁立川支部 平22(ワ)1812号	損害賠償等請求事件	◆弁護士法人である被告法人と債務整理委任契約を締結した多重債務者である原告が、被告法人は不当に本件委任契約を解除したなどとして、被告法人に対し、同契約の錯誤無効に基づく不当利得又は解除による預り金の返還を求めるとともに、被告法人の代表社員で弁護士である被告から誹謗中傷を受けたなどとして、被告らに対し、損害賠償を求めた事案	◆本件委任に要素の錯誤は認められないとして、錯誤無効の主張を排斥したが、被告法人による解除・辞任の正当性につき、原告にも責められるべき点があるとはいえ、その程度は被告法人との信頼関係を破壊し、本件委任の終了がやむを得ないといえる程度には達しておらず、かえって被告法人の辞任は後見的な配慮が不十分でやや性急なものであり、解除・辞任が相当でない特段の事情があるとして、被告法人が貸金業者から回収した過払金である本件預り金の一部返還を認め、一方、誹謗中傷による不法行為はこれを認めず、賠償請求は棄却した事例 ◆弁護士に対する債務整理の委任においては、弁護士が誠実に債務整理業務を行うことが委任契約の内容となっていることは明らかであるが、その後の弁護士の債務整理の業務に何らかの問題があったとしても、それは委任契約の締結時から見て将来の事実であるから、原則として債務不履行の問題が生じるにとどまるのであり、錯誤無効の問題が生じるのは、委任契約の締結時における依頼者の委任契約の内容に関する認識を考慮し、依頼者が知らなかったと認められる事実のうちに、弁護士が誠実に債務整理業務を行うことが期待される弁護士としての属性を欠くといえる事実がある場合に限られるとされた事例 ◆依頼者に債務不履行に一応該当する行為があつて、弁護士が委任契約を解除して、辞任した場合であっても、債務不履行の原因、程度、態様、弁護士の対応等の諸般の事情に照らして、その債務不履行が弁護士と依頼者との間の信頼関係を破壊するものではなく、辞任・解除が相当でない特段の事情が認められるときには、弁護士の帰責事由による委任契約の終了との評価を免れないとされた事例	◆受任者である弁護士法人の辞任に際し、返還すべき預り金の金額を算定するに当たり、実費として通常必要となる金額(交通費、通信費、予納金、コピー代等)も斟酌して認定し、この限度であれば、「平均的な損害」を超えることはないとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
51	平成23年7月28日 東京地裁 平22 (ワ)47503号	不当利得返還請求事件	◆航空券及びホテルの手配を依頼することを内容とする手配旅行契約を被告との間で締結した原告が、同契約を解除したところ、同契約に関する手配約款に基づいて事務手数料及び多額の違約金を負担させられたと主張し、同約款が公序良俗に反する無効のもので、そうでないとしても消費者契約法第9条第1号により「平均的な損害」を超える部分について無効であるなどと主張して、被告に対し、本件契約の解除による原状回復義務に基づき、前記手配旅行契約に基づいて支払った金員から既に返還を受けた金員を控除した残額等の支払を求めた事案	◆本件約款が公序良俗に反するか、消費者契約法第9条第1号に違反するといった事実は認められないとして、請求を棄却した事例	◆解除によって生じた航空会社や本件ホテルに対して支払うべき取消料・違約料に相当する額を、原告のために本件航空券や本件ホテルの手配を行ったに過ぎない被告が負担しなければならない理由はないのであるから、これらの取消料・違約料相当額(本件航空券の航空券代、出入国税等、本件ホテルの取消手数料)は、原告が本件契約を解除したことによって被告に生じた「平均的な損害の額」の範囲内のものとして、被告に返還義務を生じない。 ◆被告の手配旅行に関する取扱料金についても、被告は、本件契約に基づいて本件航空券及び本件ホテル予約の手配を完了したのであるから、本件契約の解除によって被告に生じた「平均的な損害の額」の範囲内のものとして、被告に返還義務を生じない。 ◆結論として、本件約款が消費者契約法第9条第1号に違反するとは認められないと判断した。
52	平成23年10月28日 東京地裁 平22 (ワ)8460号	授業料返還等請求事件	◆ラインパイロットになることを目指した原告が、ニュージーランドの航空大学校で語学研修を受けた上、飛行訓練等を受けるなどして事業用免許等を取得し、帰国した後さらに事業用操縦士免許を取得して就職するという訓練システムの受講契約を被告との間で締結し、ニュージーランドの語学学校で研修していたところ、上記大学校での訓練を受けるための規定の英語能力が得られなかったことなどから、本件受講契約を解除したとして、被告に対し、前払い費用の精算として未使用授業料等の支払を求めたところ、被告が原告との契約関係を否認するなどして争った事案	◆原告が本件受講契約を締結した相手方は被告であり、同契約は上記大学校を履行補助者とする準委任契約であるとした上で、消費者契約法に照らして被告が返還義務を負う費用を算定するなどして、原告の請求を一部認容した事例	◆入学金以外の部分に係る本件不返還合意について、解除の事由、時期等の区分に応じ、本件契約と同種の契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害を超えるものについては無効であり、同部分については、被告はこれを原告に返還する義務を負うと解すべきとし、施設費(10万円)、学費・訓練費(598万7000円)、滞在費(15万0800円)、寮費(96万0000円)の合計額から、被告が対応する役務を提供したと認められる本件英語研修2の費用(49万7400円)、被告における同種事業における通常損害額であるNZにおける税金分(130万6753円)及びa校に対する違約金分(104万5402円)を控除すると、被告は、原告に対して、434万8245円を返
53	平成23年11月17日 東京地裁 平23 (シ)26号	不当利得返還請求控訴事件	◆権利能力なき社団である控訴人が、被控訴人経営の旅館の宿泊予約を取り消した際に被控訴人に支払った取消料について、被控訴人には上記取消料を受領する法律上の原因がない旨主張して、不当利得返還請求をしたところ、請求が棄却されたことから、控訴した事案	◆控訴人と被控訴人との間では、控訴人が宿泊前日に本件予約を取り消した場合、本件取消料条項に基づき取消料を支払う旨の本件取消料合意が成立したと認められるとした上で、控訴人が「消費者」に該当し、本件予約は「消費者契約」に該当するとし、本件取消料合意のうち、「平均的な損害」を超える取消料の額を定める部分は無効となるとして、控訴人は消費者に該当し、本件予約は消費者契約に該当するとし、本件取消料合意のうち、平均的な損害を超える取消料の額を定める部分は無効となるとして、被控訴人の不当利得を一部認めて、請求を棄却した原判決を変更した事例	◆被控訴人は、本件予約の取消しにより、宿泊料金120万2805円＋グラウンド使用料金7万0500円－(食材費33万1411円＋光熱費、クリーニング費用及びアメニティー費用計14万4049円)＝79万7845円の損害を免れ得なかったこと、手配旅行契約に基づく宿泊施設の予約の取消料については、業界における標準約款が存在せず、また、被控訴人と同地域に存する他の宿泊施設においては、宿泊前日の取消料について、宿泊料金の20%から100%までと宿泊施設ごとに大きく異なる金額を定めており、他に基準となるべきものが見当たらない以上、上記損害額が、本件予約の取消しにより被控訴人に生ずべき「平均的な損害」に当たるものと解するのが相当であることから、本件取消料合意のうち、79万7845円を超える取消料の額を定める部分は、法第9条第1号により無効となる。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
54	平成23年12月13日 京都地裁 平20 (ワ)3842号・平21 (ワ)3478号・平23 (ワ)1094号・平23 (ワ)2581号	解約金条項 使用差止請 求事件(甲事 件)、解約金 請求事件(乙 事件)、解約 金返還請求 事件(丙事 件)、不当利 得返還請求 事件(丁事 件)	◆冠婚葬祭業者である被告2社が、消費者との間で締結している冠婚葬祭の互助契約等で解約金条項を使用していることに関し、原告適格消費者団体が、同条項の無効を主張して、被告2社に対し、解約金を差し引くことを内容とする意思表示等の差止めなどを求めるとともに、本件各契約を締結したものの同各契約を解約した原告消費者らが、本件解約金条項の無効を主張して、被告a社に対し、差し引かれた解約手数料相当額の返還等を求めた事案	◆本件各契約に割賦販売法の適用等はないから、消費者契約法第11条2項及び第12条3項ただし書により同法は適用されないとする被告a社の主張は理由がなく、また、被告a社にとって、同法9条1号の平均的な損害とは、月掛金1回の振替え毎に要する振替費用58円をいうから、これに第1回目を除く払込みの回数を掛けた金額を超える部分の本件解約金条項は無効であるとして、原告適格消費者団体の請求及び原告消費者らの請求を一部認めた事例	◆一人の消費者が解約したことによって生じるといふ個別的な因果関係があるとはいえない費用は、平均的な損害には含まれないとも考えられる。 ◆逸失利益については、具体的準備を始める前に本件互助契約を解約する会員がいても、再販によって利益を回ることができるかといえそうであり、平均的な損害には含まれないとも考えられる。 ◆会員による冠婚葬祭の施行の請求があった後については、再販ができるとはいえず、現実には儀式を施行しなかったために免れた実費を除いて平均的な損害に当たる。 ◆被告の主たる収入源は実際に葬儀が施行される際の追加代金によっていることが強く窺われ、解約手数料の定めも、将来の葬儀施行時の注文を減らさないようにするためにできるだけ解約を阻止しようとする目的で、割高に定められている可能性が窺えてくる。 ◆業界団体が作成した標準約款については、その内容が合理的である場合には平均的な損害の算定にあたって考慮する余地もあるものの、一人の消費者による契約の解約にかかわらず常に生じるものはそもそも平均的な損害に含まれないというべきであるし、契約金額から解約手数料を算定するに至った根拠について具体的に明らかとなっていない上記標準約款をもって直ちに合理的な規定として考慮することはできない。 ◆月掛金を1回振替える毎に被告が負担した58円の振替費用をもって被告に損害が生じているというべきであり、上記の限度で、a解約手数料を定めるa解約金条項は、消費者契約法第9条第1号により無効である。
55	平成24年4月23日 東京地裁 平23 (レ)774号	不当利得返 還請求控訴 事件	◆控訴人が、ドレス等のレンタル店を営む被控訴人に対し、電話で本件ドレス等のレンタルを申し込み、代金を被控訴人名義の口座に振り込んだが、翌日本件ドレス等をレンタルしない旨連絡し、本件代金の返還を求めたところ、被控訴人が本件解約料条項を理由にこれを拒んだため、被控訴人に対し、本件レンタル契約は成立していないなどとして、不当利得返還請求権に基づき本件代金の返還を求めたが、原審は請求を棄却したため、控訴人が控訴し、本件解約料条項が消費者契約法第9条第1号に違反して無効である旨追加主張した事案	◆本件レンタル契約の成立を認めた上で、同レンタル契約は消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当し、本件解約料条項は同法第9条第1号にいう違約金を定める条項に該当するところ、本件解約により被控訴人に生ずる平均的な損害はなく、本件解約料条項は本件解約との関係では同法第9条第1号により無効であるとして、控訴を認容し、原判決を取り消した事例	◆本件のようなドレス等のレンタル契約の解除に伴い事業者が生ずる法9条1号所定の平均的な損害は、当該契約締結から解除までの期間中に当該事業者が契約の履行に備えて通常負担する費用、及び同期間中に当該事業者が他の顧客を募集できなかったことによる一般的、客観的な逸失利益がこれに当たる。 ◆控訴人は、挙式予定日より4か月弱前の時点で申込金を振り込んで本件レンタル契約を成立させ、その翌日にはこれを解約する意思表示(本件解約)をしたのであって、その契約締結から本件解除までの実質1日の期間中に、被控訴人が契約履行に備えて何らかの費用を通常負担するということはできず、また、そのような実質1日の期間中に、他の顧客を募集できなかったことにより、被控訴人が一般的、客観的に利益を逸失するということもできない。また、キャンペーン対象商品を含めたレンタル契約全体の実績からすると、レンタル予定日まで120日以内にレンタルの申込みがされたケースが112件中22件あることが認められるから、本件解約の時期が遅いために新たな申込みを受け付けることが困難であったといった事情もないといえる。 ◆したがって、本件解約により被控訴人に生ずる平均的な

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
56	平成24年5月29日 東京地裁 平23(ワ)38990号・平23(ワ)41357号	損害賠償請求事件、不当利得返還等反訴請求事件	◆行政書士である原告に対して在留資格に関する申請書類の作成等の事務を委任した被告は、本件委任契約を解除した際に原告の事務所から不正な目的をもって同委任契約に関する書類を持ち出したと主張して、原告が、被告に対し、不法行為に基づき慰謝料等の支払を求めた(本訴)ところ、被告が、本件委任契約を解除したと主張して、原告に対し、不当利得返還請求権に基づき既払報酬の返還を求めるとともに、原告の本訴提起は訴権の濫用であるなどと主張して、不法行為に基づき慰謝料等の支払を求めた(反訴)事案	◆被告の書類持出し行為の違法性を否定して本訴請求を棄却する一方、原告の本訴提起について不法行為は成立しないとしたが、本件委任契約における料金の不返還特約のうち、平均的な損害を超える部分に限り消費者契約法第9条第1号によって無効となるとして既払報酬の大部分の返還は認め、反訴請求を一部認容した事例	◆損害として、当該事務処理のために要した費用や労力が想定される(報酬を得ることができない逸失利益については、これを平均的な損害に加えること、損害賠償額の予定又は違約金を適正な限度で制限するために設けられた上記規定の趣旨に反することになり、これに含まれないというべきである。)本件委任契約は、原告において上記書類の作成事務に着手する前に解除されたものとみられるから、これに関する費用の支出や労力は、上記の平均的な損害に含まれないことになる。 ◆原告において上記の事情聴取と相談業務に要した労力の限度で、平均的な損害が生じたというべきであり、その額は、弁護士の法律相談に係る相談料の標準的な額と比較しても、1万円を超えることはない認められ、既払報酬10万5000円のうち、9万5000円を超える部分は、無効というべき
57	平成24年7月10日 東京地裁 平24(レ)9号	授業料返還請求控訴事件	◆外国語を使用する幼稚園類似の施設を経営する被控訴人との間で、控訴人の長男を同施設に通園させるための在籍契約を締結した控訴人が、授業料を支払った後に国外転勤となったので、授業開始日前に同契約を解約したとし、かつ、一旦支払われた授業料は授業開始前でも返還しない旨の特約は無効であるとして、被控訴人に対し、授業料の返還等を求めたところ、請求が棄却されたことから、控訴した事案	◆本件不返還特約は、本件在籍契約と同種の消費者契約の解除に伴い事業者が生じるべき平均的な損害の額を超える部分については無効となること、本件施設においては、授業料払込後、授業開始前の期間に在籍契約が解除される場合があることは織り込み済みであり、授業開始日前に解除の意思表示がなされた本件においては、本件施設に生ずべき平均的な損害は存在せず、本件不返還特約は全て無効であるとして、原判決を取り消し、控訴人の請求を認容した事例	◆本件施設のようなインターナショナルスクール等においては、その第1学期が9月1日に開始されるものであるから、少なくとも、第1学期の開始日である同日以降は、入園申込者が特定のインターナショナルスクール等に在籍することが高い蓋然性をもって予測されるものというべきである。そうすると、本件在籍契約の解除の意思表示がその前日である8月31日までになされた場合には、原則として、本件施設に生ずべき平均的な損害は存在しないものであって、本件不返還特約は全て無効となるというべきである。 ◆控訴人から被控訴人に対する平成20年8月25日の本件解除の申入れにより、本件在籍契約は同日に解除されることになるから、控訴人が被控訴人に支払った本件授業料はその全額が平均的な損害を超えるものであり、本件不返還特約は全部無効であって、被控訴人は、控訴人に対して本件授業料全額を返還する義務を負うというべきである。
58	平成24年7月13日 東京地裁 平23(ワ)30244号・平23(ワ)33503号	不当利得返還請求事件、解約料請求事件	◆会員間の親睦をはかるためのイベントを企画して被告との間で旅客運送契約を締結した原告が、東日本大震災の影響によりイベントの実施が困難になったとして、同契約の解約を申し入れたことにつき、被告が、同契約に基づく解約料の残額の支払を求め(B事件)、原告が、本件解約料の定めは公序良俗に反するとともに、消費者契約法第9条及び第10条の趣旨に反する無効なものであるなどとして、不当利得に基づき同解約料相当額の返還を求めた(A事件)事案	◆一船全部の用船契約である本件契約内容等からすると、本件解約料条項が公序良俗や消費者契約法の趣旨に反して無効であるとはいえないとし、また、イベント予定地の位置等から、イベントの実施自体が客観的に不可能になったとはいえず、不可抗力による相互免責条項は本件に適用されないなどとして、本件契約を有効とし、A事件に係る請求を棄却する一方、B事件に係る請求を認容した事例	◆イベントやクルーズの実施が近づくにつれて、船舶の所有者による支出も相当高額なものになっていると考えられるから、予想される損害額と比較して著しく過大な解約料の支払義務を負わせるものとはいえない。 ◆原告の構成員が、被告から具体的な説明を受けない限り、本件契約と本件約款との関係を理解することが困難であるとは認められない。 などから、公序良俗や消費者契約法の趣旨に反して無効であるとはいえないと判断。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
59	平成24年7月19日 京都地裁 平22 (ワ)2497号・平23 (ワ)917号・平24 (ワ)555号	解約違約金 条項使用差 止請求事件 (第1事件)、 不当利得返 還請求事件 (第2事件)、 不当利得返 還請求事件 (第3事件)	◆適格消費者団体である原告法人が、被告に対し、携帯電話を利用する通信サービス契約締結時に現に使用等している、2年間の定期契約を契約期間途中で解約する際に解約金を支払う旨定める契約条項は、消費者契約法第9条第1号及び10条により無効であると主張して、同定期契約を締結する際、同解約金条項を内容とする意思表示をすることの差止めを求めるとともに、被告との間で本件定期契約を締結し、契約期間途中で解約して解約金を支払った原告らが、本件解約金条項の無効を主張して、不当利得の返還を求めた事案	◆本件解約金条項中、本件定期契約締結日又は更新日の属する月から数えて23か月目以降に解約した場合に、平均的な損害額を超える解約金支払義務のあることを定める部分は、消費者契約法第9条第1号及び同法第10条により無効であるとして、同部分の一部差止めを認めるとともに、同23か月目以降に解約した原告らの請求を一部認容した事例	◆本件定期契約の中途解約に伴い被告に生じる平均的な損害を算定する際に、契約が期間満了時まで継続していれば被告が得られたであろう通信料収入等(解約に伴う逸失利益)を基礎とすべき。 ◆本件解約金条項中、①本件定期契約が締結又は更新された日の属する月から数えて22か月目の月の末日までに解約がされた場合に解約金の支払義務があることを定める部分は有効であるが、②本件定期契約が締結又は更新された日の属する月から数えて23か月目以降に解約した場合に別紙2の「平均的な損害の額」欄記載の各金額を超過する解約金の支払義務があることを定める部分は、上記超過額の限度で、法第9条第1号により、無効である。
60	平成24年8月27日 東京地裁 平22 (ワ)38688号	損害賠償等 請求反訴事 件	◆本件建物の賃借人である原告が、被告に対し、本件建物の賃貸借契約の債務不履行に基づく損害賠償等を請求した事案	◆本件建物が、原告による使用収益を阻害し本件賃貸借契約に基づき本件建物を原告に使用収益させる被告の債務の本旨に従っていないものと評価できる状態であったとまでは認められないから、原告が、更新料未払の状態、賃料減額請求等の手段をとることなく一方的に減額した賃料支払を開始している以上、本件賃貸借契約における信頼関係を破壊しない事情があるとは認められず、被告の本音に賃貸借契約の解除は有効である等とする一方、本件敷金から控除すべき金員は、未払更新料、未払賃料相当損害金及び原状回復費用であるとして、原告の損害賠償請求を棄却し、敷金返還請求の一部のみ認容した事例	◆本件賃貸借契約において、原告と被告は、原告が本契約終了日までに本件建物を明け渡さないときは、終了日の翌日から明渡完了の日まで賃料等相当額の倍額を支払うとの合意をしたことは、争いのない事実(1)のとおりであるが、建物の貸主に生ずべき平均的な損害の額は賃料の限度と推認でき、これを超える損害が生じることを窺わせる特別な事情も見当たらないから、前記合意のうち月額40万円を超える部分は、消費者契約法第9条第1号により無効である。
61	平成24年9月18日 東京地裁 平24 (シ)547号	キャンセル料 請求差止め 請求控訴事 件	◆被控訴人との間でホテルの宿泊予約をした後、宿泊予定日の7日前にキャンセルした控訴人が、キャンセル料を請求されたため、本件キャンセル料の支払義務を定める規定は消費者契約法第9条第1号により無効であるとして、同キャンセル料の支払義務のないことの確認を求めたところ、原審で請求を棄却されたことから控訴した事案	◆本件宿泊予約に係る契約当事者は控訴人と被控訴人であり本件ホテルの運営会社は当事者ではないから、同契約における消費者契約法上の「事業者」は被控訴人であるとした上で、本件キャンセル規定は本件キャンセルにより被控訴人に生じる平均的な損害額を超える損害賠償額の予定を定めたものとはいえないから無効とはいえないとして、控訴を棄却した事例	◆被控訴人は、〇〇サービス利用者が本件ホテルの宿泊予約を宿泊予定日の7日前にキャンセルした場合には、ミリアルリゾートに対し、同予約に係る宿泊料金の50%に相当する額のキャンセル料の支払義務を負うものと認められるのであるから、本件キャンセル料規定はこれに連動したものであって、殊更に被控訴人独自に高率のキャンセル料を定めたものではなく、被控訴人がミリアルリゾートに対して支払義務を負う上記キャンセル料は、上記キャンセルによって被控訴人に生じる平均的な損害であると認められる。 ◆そうすると、本件キャンセル料規定は、本件キャンセルによって被控訴人に生じる平均的な損害の額を超える損害賠償額の予定を定めたものということではできず、消費者契約法第9条第1号により無効であるということではできない。
62	平成24年9月24日 東京地判 平24 (ワ)11456号	建物明渡等 請求事件	◆原告と分離前被告A及び被告Y2との間で、原告を貸主として、本件建物を賃貸する旨の本件賃貸借契約をしたところ、本件賃貸借契約が債務不履行解除により終了したに基づき、被告Y2及び本件賃貸借契約に基づく被告Y2の債務を連帯保証した被告Y1に対し、連帯して、約定使用損害金及び未払賃料等の支払を求めた事案	◆更新料について新家賃の1か月分とする旨の本件契約書を消費者契約法第10条により無効とすることはできない上、借地借家法第30条にいう同法第3章第1節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利な定めであるということもできず、また、本件の約定使用損害金の定めが消費者契約法第9条第1号により無効であるとは言えず、かつ、消費者である被告らに一方的に不利益を課すことが明らかとは言えず、消費者契約法第10条により無効であるとも言えない等として、被告らの主張を排斥し、原告の請求を全部認容した事例	◆本件賃貸借契約についてみるに、本件契約書には、約定使用損害金を賃料月額倍額とする旨の記載がされており、被告Y2はこの内容を了承して本件賃貸借契約に至ったことが認められる。 ◆また、いわゆる公営住宅を含む建物の賃貸借契約等において、約定使用損害金を賃料月額の1.5倍から2倍程度の額とする旨の約定がされる例も少なくない(これは当裁判例が職務上知り得た事実である。)ところ、被告らは本件の約定使用損害金が平均的な損害を超えることに関する立証を一切していない。以上によれば、本件の約定使用損害金の定めが消費者契約法第9条第1号により無効であると言

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
63	平成24年12月13日 東京地裁 平24(ワ)6069号	不当利得返還請求事件	◆被告が運営する有料老人ホームに入居していた亡Bの入居契約終了による返還金の受取人である原告が、入居時に支払った利用権金額は、施設利用料及び介護等サービスの対価の前払いとしての性質を有するものであり、入居契約終了により、事業者は条理上、入居期間に応じて返金すべきである、または、利用権金額の一括償却を定める規定は消費者契約法第9条、第10条により無効であると主張して、被告に対し、利用権金額の返還を求めた事案	◆本件入居契約における利用権金額は、特段の事情のない限り、入居予定者が本件施設の供用施設等を原則として終身にわたって利用し、各種サービスを受け得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、被告において、条理上、利用権金額について、利用期間の割合に応じて返金すべき義務があるとはいえないとし、また、本件規定に消費者契約法9条、10条は適用されないとして、原告の請求を棄却した事例	◆本件入居契約は、消費者である亡Bと事業者である被告との間で締結された消費者契約(消費者契約法第2条第3項)であるが、利用権金額については、その納付後に本件入居契約が解除され、又は失効しても、その性質上被告はその返還義務を負うものではないから、本件入居契約35条1項の規定は消費者契約法第9条第1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」には該当せず、同号適用の要件を欠く。
64	平成25年1月25日 大阪高裁 平24(ネ)281号・平24(ネ)941号	解約金条項使用差止請求、解約金請求、解約金返還請求、不当利得件関請求控訴、同附帯控訴事件	◆適格消費者団体である被控訴人ネットワークが、控訴人らが消費者との間で締結している互助契約又は積立契約においてそれぞれ解約時に払戻金から所定の手数料が差し引かれる旨の条項(解約金条項)を使用していることに関して、上記各条項は、消費者契約法九条一号に定める平均的な損害の額を超える違約金を定めるものであり、また、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである(同法一〇条)旨主張して、控訴人らに対し、同法一二条三項本文に基づき、主位的に、解約金を差し引くことを内容とする意思表示等の差止めを求め、予備的に、控訴人らが現実使用している約款等に基づく意思表示等の差止めを求めた事件(原審甲事件)と、その余の被控訴人らが、控訴人Y1社に対し、上記の解約金条項が消費者契約法九条一号及び同法一〇条に反し無効であると主張して、不当利得返還請求権に基づき、それぞれ同控訴人により差し引かれた解約手数料相当額の返還及び同額に対する訴状送達の日翌日以降の民法所定の年五分の割合に	◆被控訴人ネットワークの控訴人Y1社に対する請求は、消費者が控訴人Y1社に対し冠婚葬祭の施行を請求する前の解約の場合に、六〇円に第一回目を除く払込みの回数に掛けた金額及び一四・二七円に契約月数(一月未満は切り捨て)を掛けた金額を超える解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする限度での差止めを求める限度において理由があり、被控訴人ネットワークの控訴人Y2社に対する請求(主位的請求)は理由がある。よって、原判決の控訴人Y1社に関する部分は一部失当であり、控訴人Y1社の控訴の一部は理由があるから、原判決の控訴人Y1社に関する部分を主文第一項のとおり変更し、控訴人Y2社の控訴及び被控訴人らの附帯控訴はいずれも理由がないから棄却するとした事例	◆冠婚葬祭の施行の請求がされる前に解約された本件においては、契約の締結及び履行のために通常要する平均的な費用の額が、「平均的な損害」となるものと解される。そして、上記の平均的な費用(経費)の額というのは、現実生じた費用の額ではなく、同種契約において通常要する必要経費の額を指すものというべきであり、ここでいう必要経費とは、契約の相手方である消費者に負担させることが正当化されるもの、言い換えれば、性質上個々の契約(消費者契約)との間において関連性が認められるものを意味するものと解するのが相当である。 ◆本件互助契約において「平均的な損害」に含まれるものは、月掛金を一回振り替えるたびに控訴人Y1社が負担する振替費用六〇円、並びに年二回の「a誌」及び年一回の入金状況通知の作成・送付費用一四・二七円(一月当たり
65	平成24年3月28日 京都地裁 平22(ワ)2498号・平23(ワ)918号	解約違約金条項使用差止請求、不当利得返還請求事件	◆電気通信事業等を営む事業者が消費者との間で締結している、基本使用料金を通常の契約の半額とし、契約期間を2年間の定期契約とする携帯電話利用サービス契約における、(1)2年間の期間内(当該期間の末日の属する月の翌月を除く。)に消費者が契約を解約する場合には、原則として9975円(消費税込み)の解約金を支払わなければならないという条項及び(2)この契約が契約締結後2年が経過すると自動的に更新され、以後、消費者は、契約を解約するに際して、更新時期となる、2年に1度の1か月間に解約を申し出ない限り、(1)と同額の解約金を支払わなければならないという条項が消費者契約法9条1号又は同法10条により無効であるとして、適格消費者団体の事業者に対する上記各条項の内容を含む意思表示についての差止めを求めるとともに、上記各条項に基づき解約金を事業者に対して支払った消費者らの不当利得の返還を求めた事案	◆いずれの条項も消費者契約法第9条第1号又は同法第10条により無効となるものではないと判示して、適格消費者団体の事業者に対する上記各条項の内容を含む意思表示についての差止め請求を棄却するとともに、上記各条項に基づき解約金を事業者に対して支払った消費者らの不当利得返還請求をいずれも棄却した事例	◆消費者が本件契約を中途解約した場合には、被告は、標準基本使用料金の金額に相当する役務を提供したにもかかわらず、その対価としては割引後基本使用料金の支払しか受けていないこととなり、しかも、被告が継続して安定した収入を得られるという前提も存在しなくなったのであるから、この期間の標準基本使用料金と割引後基本使用料金との差額については、被告に生じた損害といえることができる。 ◆本件契約の更新前の中途解約による「平均的な損害」は、2160円に14か月を乗じた3万0240円であると認められ、本件当初解約金条項に基づく支払義務の金額である9975円はこれを下回るものであるから、本件当初解約金条項が法第9条第1号に該当するということとはできない。 ◆更新後においても割引額の平均額には何ら差がないと考えられるから、中途解約による「平均的な損害」も3万0240円であると認められ、本件更新後解約金条項に基づく支払義務の金額である9975円が法第9条第1号に該当するとい

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
66	平成24年11月20日 京都地裁 平23 (ワ)146号	解除料条項 使用差止請求 事件	◆適格消費者団体である原告が、携帯電話を利用する3G通信サービスに関する契約約款中の、2年の定期契約期間中に料金種別を変更または廃止する場合に解除料を支払う旨の条項は、消費者契約法9条1号又は10条に反し無効であると主張して、移動体通信事業等を目的とする被告に対し、本件解除料条項を含む契約約款を用いた意思表示をすることの差止めを求めた事案	◆本件解除料条項は、消費者契約法第9条第1号所定の条項に該当するものの、本件契約の平均的損害は本件解除料を上回るから、同法第9条第1号に違反したものとはいえず、また、本件解除料条項は同法第10条前段の要件を満たすものの、消費者は、本件解除料条項の存在を認識した上で経済的合理性を考慮して本件解除料条項付きプランを選択しているといえることなどからすると、同法10条後段の要件を満たさないとし、請求を棄却した事例	◆民法上、損害賠償の予定ないし違約金を請求する際には逸失利益の考慮が許されるのが原則であり、逸失利益の請求が不当な類型とされるものは民法の一般原則を修正するための要件が明文で定められているが、法第9条第1号にはそのような定めはないことから、本件当初解除料条項について逸失利益の考慮が許されないとする理由はない。 ◆継続的な取引が予定されている場合には、継続期間における収益を見込んで基本契約の内容が決められているのであり、中途解約された際の損害は、契約が期間満了まで継続されたならば得られたであろう利益とするのが自然である。 ◆〇〇プランは2年間の使用の継続による利益が見込まれることからすれば、平均的損害は、〇〇プランが解約されることにより被告に生じる逸失利益に契約残期間を乗じた金額をいうものと解すべき。 ◆通信料等による利益は消費者の使用量により金額が変動するという性質を有すること、解約をしなかったときに使用量を抑制する可能性があることからすれば、本件逸失利益を検討するに当たり、通信料等に関する収入と費用を除き、基本使用料などの固定的な費用を基礎に算定するべきであり、その金額は●●●●円に契約残期間●●●●か月を乗じた1万2964円であるといえ、平均的損害は解除料9975円を上回る。 ◆本件契約は2年契約の繰り返しというべきであり、更新後
67	平成24年12月7日 大阪高裁 平成24 年(ネ)第1476号	解約違約金 条項使用差 止・不当利得 返還請求控 訴事件	◆本件は、 (1) 甲事件において適格消費者団体である控訴人法人が、被控訴人が不特定多数の消費者との間で携帯電話利用サービス契約を締結する際に現に使用しており今後も使用するおそれのある解約金条項は法第9条第1号又は第10条に該当して無効であると主張して、法第12条第3項に基づき上記条項など解約金に関する条項の内容を含む契約締結の意思表示の差止めを求め、 (2) 乙事件において、被控訴人との間で定期契約に係る解約金条項を内容に含む携帯電話利用サービス契約を締結し、同条項に基づく違約金を被控訴人に対して支払った乙事件控訴人らが、上記条項が無効であると主張して、不当利得返還請求権に基づき、それぞれ利得金の返還及びこれに対する乙事件訴状送達の日翌日である平成23年3月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。 原審が控訴人らの請求を全部棄却したところ、これを不服とする控訴人らが本件控訴を申し立てた事案	◆原判決の判断を相当として控訴を棄却した事例	◆「平均的な損害」は消費者が通常の契約ではなく本件契約を選択したことによって得た基本使用料金の減額分、すなわち、契約期間開始日から中途解約時までの間の標準的基本的使用料金と割引後基本使用料金との差額の累計額であるものと解するのが相当である。 ◆前判示のとおり、本件契約の更新前又は更新後の中途解約による「平均的な損害」は、いずれも2万4799円であると認められ、本件解約金条項に基づく支払義務の金額である9975円はこれを下回るものであるから、本件解約金条項は法9条1号に該当するということとはできない。 ◆消費者は、2年に1度の1か月間に解約を申し出ることによって、9975円の解約金を支払うことなく本件契約を解約するか(解約)、上記申出をしなくて、契約期間を2年間とする同一種別の定期契約を締結するか(自動更新)を選択することができることからすると、更新が本件契約の単なる延長であるということとはできないのであって、更新が本件契約の単なる延長であることを前提とする主張を採用することは
68	平成24年12月21日 名古屋地裁 平23 (ワ)5915号	不当条項差 止等請求事 件	◆被告の設置運営する専門学校で、AO入試等によって入学を許可された場合、在学契約の解除の時期にかかわらず納入後の学費を一切返還しないとの不返還条項が定められていることに関し、適格消費者団体である原告が、同条項は消費者契約法第9条第1号により無効であるとして、同条項を内容とする意思表示等の差止めを求めた事案	◆AO入試等の合格者が2次募集の最終試験日まで在学契約を解除した場合、本件専門学校は、解除者の代わりに一定水準を持った入学者を通常容易に確保でき、いわゆる平成18年最判のいう特段の事情があるといえ、被告に生ずべき平均的な損害は存しないと認められるから、本件不返還条項のうち、2次募集の最終試験日まで解除された場合について本件学費を返還しないとする部分は消費者契約法第9条第1号に該当し無効であるなどとして、請求を全部認容した事例	◆AO入試、推薦入試、専願での一般・社会人入試、編入学入試のいずれにおいても、合格者が入学年度の2月1日までに在学契約を解除した場合、a専門学校は、解除者の代わりに一定水準を持った入学者を通常容易に確保することができるのであり、平成18年11月27日最判のいう特段の事情があるから、被告に生ずべき平均的な損害は存しないと認められ、解除の時期にかかわらず本件学費を返還しないとする本件不返還条項の編入学入試に関する部分のうち、入学年度の2月1日までに解除された場合について本件学費を返還しないとする部分は、消費者契約法第9条第1号に該当し無効となる。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
69	平成25年3月29日 大阪高裁 平24(ホ)2488号	解約違約金条項使用差止請求、不当利得返還請求控訴事件	◆適格消費者団体である1審原告法人が、1審被告に対し、携帯電話を利用する通信サービス契約締結時に現に使用等している約款記載の、2年間の定期契約を契約期間途中で解約する際に解約金を支払う旨の条項は、消費者契約法第9条第1号及び第10条により無効であるとして、同定期契約を締結する際、同解約金条項を内容とする意思表示をすることの差止めを求めるとともに、1審被告との間で本件定期契約を締結し、契約期間途中で解約して解約金を支払った1審原告らが、本件解約金条項の無効を主張して、不当利得の返還を求めたところ、原審が請求を一部認容としたため、双方が控訴した事案	◆本件解約金額が消費者契約法第9条第1号の平均的な損害を超えるものでないことなどからすれば、本件解約金条項は同号及び第10条後段に該当するものではないとして、1審被告の敗訴部分を取り消し、1審原告らの請求を棄却した事例	◆法第9条第1号は民法第416条を前提とし、その内容を定型化するという意義を有するから、同号の損害は、民法第416条にいう「通常生ずべき損害」であり、逸失利益を含むと解すべき。 ◆1審原告らは、解除の事由、時期等により事業者が生ずべき損害に著しい差異がある契約類型においては、適宜同一の区分に分類される複数の同種の契約ごとに、事業者が生じる損害を算定すべきであると主張する。しかし、法の文言は前記のとおりであり、当事者が設定した区分を裁判所がさらに細分化することを認める趣旨であるとは解されない。ただし、その区分の平均的な損害と比較して、実損害が著しく低額となる例が同区分中に多数生じる場合は、そのような区分の定め自体が不当であり、法第10条により無効となるものと解される。 ◆本件定期契約にはもとより契約者数の制限はなく、各通信事業者は、利益を上げるべくより多くの契約の獲得を目指して競争しており、中途解約者が生じたことによる損害について、次の契約がこれを埋め合わせるという関係には立たない。 ◆本件定期契約を中途解約した契約者の平均解約時期は、契約締結時又は更新時から11.59か月間が経過した時点であり、2年間の契約期間から上記期間を控除した月数は12.41か月になる。前記1か月ごとの逸失利益にこの残
70	平成25年3月18日 東京地裁 平24(シ)1159号	損害金請求控訴事件	◆自動車のリース契約に基づくリース料の未払いにより同契約を解除したとする被控訴人が、控訴人会社に対し、同契約の約款に基づく規定損害金の支払を、控訴人に対し、保証契約に基づく保証債務の履行を求めたところ、原審が各請求を認容したため、控訴人らが控訴した事案	◆本件規定損害金は本件車の評価額相当の金額の充当により弁済された、本件リース契約は合意解約又は債務不履行解除された、本件規定損害金の定めが「平均的な損害の額を超えるもの」に当たり消費者契約法9条の適用がある、衡平の理念に照らすと規定損害金の支払を拒絶できる、説明義務違反を理由とする損害賠償請求権と相殺するという控訴人らの各主張を退け、原判決を維持して控訴を棄却した事例	◆自動車のリース契約に基づくリース料の未払いにより同契約を解除した場合に、規定損害金として本件リース契約に定める規定損害金のうち、車両本体に係る損害の補てん以外の部分としては、車両本体価格の2割に相当する額の部分(具体的には、60万9800円)に限られることになるところ、同金額は「平均的な損害の額」を超えないものと判断した。
71	平成25年4月26日 京都地裁 平成23年(ワ)第3426号	結婚式場解約金条項使用差止等請求事件	◆適格消費者団体である原告が、結婚式場等の企画、運営等を業とする株式会社である被告に対し、被告が消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用のおそれのある、消費者が解約をする際に被告に対し一定の金員の支払義務があることを定めるキャンセル料条項が、法第9条第1号に定める平均的な損害を超える違約金を定めるものであり、無効であると主張して、法第12条第3項に基づき、被告が消費者との間で上記契約を締結する際、上記キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め及び同条項を使用した契	◆本件各キャンセル料条項は、いずれも平均的な損害を超えるキャンセル料を定める条項とはいえないとして、原告の請求を棄却した事例	◆本件契約の解約に伴う被告の平均的な損害は、解約に伴う逸失利益(得べかりし利益)から、再販売により填補される利益及び解約により支出を免れる経費を控除することにより算定すべきであるとし、平均実施金額からキャンセル料を再出した上で、本件各キャンセル料条項は、いずれも平均的な損害を超えるとはいえないと判断した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
72	平成25年7月11日 大阪高裁 平24 (ネ)3741号	解除料条項 使用差止請 求控訴事件	◆適格消費者団体である控訴人が、携帯電話を利用する3G通信サービスに関する契約約款中、2年の定期契約期間中に料金種別を変更又は廃止する場合に消費者が解除料を支払う旨の条項は、消費者契約法第9条第1号又は第10条に反し無効であるとして、被控訴人に対し、本件解除料条項を含む契約約款を用いた意思表示をすることの差止めを求めたところ、原審で請求を棄却されたため、控訴した事案	◆本件解除料条項は付随条項であるから、消費者契約法第9条及び第10条が適用されるとした上で、本件解除料条項は、同法第9条第1号所定の条項に当たるが、本件解除料は本件契約の解除により被控訴人に発生する平均的損害額を上回るものでなく、また、同法10条前段の要件を満たすが、消費者は本件解除料条項を理解して契約締結していること等からすると、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものではないとして、同条項の無効主張を否定し、控訴を棄却した事例	◆中心条項に関する定めは法第9条及び第10条の適用の対象外であり、付随条項については、上記不当条項規制の対象となると解するのが相当。 ◆本件解除料条項が、広い意味で契約の履行過程で生じるトラブルに対処するための条項という性質を有していることからすれば、法第9条及び10条の不当条項規制が適用される。 ◆法9条1号にいう平均的な損害には、逸失利益が含まれると解すべき。 ◆本件契約が解除された場合に、被控訴人は、1か月当たり、平均して1契約あたり●●●●円の営業上の利益を喪失することになり、かつ、解除後の平均残存期間は●●●●か月であるから、被控訴人に生じる逸失利益の額は、●●●●●●●●●●円に●●●●●●●●●●か月を乗じて得られる金額である4万7689円であり、これが法第9条第1号にいう平均的な損害に当たるといべき。 ◆通信料については、解除を指向する消費者が一切携帯電話を使用しないことが一般的であるとはいえないから、除外して逸失利益を算出するのが合理的であるといふことはできない。 ◆以上によれば、本件解除料は、平均的な損害の額を超えるものといえないことは明らかである。 ◆本件契約の契約期間は2年間であり、初回に行われた本件契約が更新された後においても、初回に行われた本件契約の場合と同様、上記逸失利益が、法第9条第1号の平均的な損害になると解すべき。
73	平成25年6月25日 東京地裁 平25 (ワ)2984号	建物明渡等 請求事件	◆被告Y1との間で本件建物を定期賃貸借契約により賃貸した原告が、同被告の賃料不払を理由に本件賃貸借契約を解除したとして、被告Y1に対し、賃貸借契約の終了による建物明渡しを求めるとともに、被告Y1に対しては合意に基づき、被告Y2に対しては連帯保証契約に基づき、未払賃料や電気・水道・光熱費などの諸費用及び違約金等の支払を求めた事案	◆本件契約は解除されたとした上で、本件契約における違約金の合意が公序良俗に反するとはいえず、また、本件契約における賃料相当損害金の合意が消費者契約法第9条又は第10条によって無効となるとはいえないとして、原告の請求を全部認容した事例	◆原告と被告Y1との違約金の合意の内容が不合理ではないことから、原告と被告Y2との連帯保証契約に消費者契約法の適用があったとしても、違約金の合意に係る部分が消費者契約法9条によって無効となるということはない。本件建物明渡しまでの賃料相当損害金についても、一般的な賃貸借契約においてもされるものであって、それ自体、不合理であるとまではいえず、賃借人が契約の解除後、約定に従って明渡義務を履行することによりその支払を免れることが可能であることから、消費者契約法第9条又は第10条によって無効となるとはいえない。
74	平成25年12月12日 東京地判 平24 (ワ)36626号	一時金返還 等請求事件	◆原告X1及び亡Bの相続人である原告X2が、原告X1及び亡B(原告X1ら)と本件会社との間で締結した高齢者向け住宅の居室に入居する際に締結した終身ライフサポートサービス利用契約は、原告X1らが本件居室から転居したことにより終了したと主張し、契約時に支払ったライフサポート費一時金は費用の前払いで同一一時金のうち転居した月の翌月以降の費用相当分は不当利得に該当するとして、あるいは同費用相当分は、解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金に当たるところ、消費者契約法第9条第1号にいう「平均的な損害」を超えるとして、	◆本件一時金は、返還の定めはない一方、初期費用及び物的人的体制の維持費用に充てるためのものであるから、解除により被告が返還義務を負うものとはいえず、また、損害賠償の額の予定又は違約金にも当たらないなどとし、原告の請求を棄却した事例	◆本件契約のライフサポート一時金は、本件契約に係るサービスを提供するための一定の費用をまかなうものといべきであり、これが解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金に当たるといふことはできず、原告らの主張は、前提を欠く。そうすると、消費者契約法第9条第1号の適用があるものと認められない。

「平均的な損害の額」が争われた裁判例

(参考資料⑦)

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
75	平成26年2月21日 大阪高裁 平成25年(ネ)第1867号	結婚式場解約金条項使用差止等請求控訴事件	◆適格消費者団体である控訴人が、結婚式場等の企画、運営等を業とする株式会社である被控訴人に対し、被控訴人が消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用をおそれのあるキャンセル料条項(消費者が解約をする際に被控訴人に対し一定の金員を支払う義務があることを定める条項)は、法第9条第1号所定の平均的な損害を超える違約金を定めるものであり、無効であると主張して、法第12条第3項に基づき、被控訴人が消費者との間で上記契約を締結する際、上記キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め及び同条項を使用した契約書の廃棄等を請求した事案	◆本件各キャンセル料条項は、いずれも平均的な損害を超えるキャンセル料を定める条項とはいえないとした原判決を相当として、本件控訴は理由がないから棄却とした事例	◆事業者が、特定の日時及び場所における挙式披露宴を実施することを目的とする契約を消費者との間で締結すると、他の消費者との間で当該日時・場所における契約を締結する機会を失うのであるから、事業者は当該契約が履行された場合に得られたであろう利益を失うという損害(逸失利益)を被ったとみるのが相当。 ◆キャンセルの後でも、他の顧客に再販できる可能性があることは事実であるが、そのことは、当該再販による利益を逸失利益から控除することによって脳酌でき、当該損害(逸失利益)自体が生じていないと考えるのは、正鵠を得ない。 ◆「平均的な損害」は当該業種における業界の水準ではないから、消費者からの相談データ(甲17の2)における結婚式場披露宴契約における平均的な契約金額をもって、「平均的な損害」を算定する基礎とすることはできない。 ◆逸失利益の算定に当たっては、解約時点における平均的見積額ではなく、実際に挙式披露宴が実施された場合に被控訴人が得られる金額の平均額である平均実施金額を基
76	平成26年4月14日 大分地裁 平24(ワ)499号	違約金条項使用差止等請求事件	◆適格消費者団体である原告が、大学受験予備校を設置する被告に対し、一定期間経過後の在学契約解除の場合に校納金を全額返済しないとす不返還条項のうち、解除後の期間に対応する授業料に関する部分は消費者契約法第9条第1号により無効であるとして、当該不返還条項を内容とする意思表示の差止めを求めた事案	◆本件不返還条項のうち解除後の期間に対応する授業料相当額を返還しない旨の部分は、消費者契約の目的が他の契約において代替ないし転用される可能性がない場合には当たらず、被告に生じる平均的な損害を超えるものといえるから、消費者契約法第9条第1号により無効である上、被告は今後も本件不返還条項と同内容の意思表示を行うおそれがあるとして、請求を全部認容した事例	◆a予備校においては、一人の希望者との間で在学契約を締結したために別の一人の希望者との在学契約締結の機会が失われたといった関係は、およそ認められない。解除により当該予備校は幾らかの損害を被ることはあり得るとしても、中途入学者を受け入れること、その他の事前の対策を講じることは十分に可能であり、少なくとも、解除後の期間(いまだ役務を提供していない期間)に対応する授業料の全額について、一般的、客観的に損害を被ることはならないというべきであるから、本件不返還条項は、平均的な損害を超えるものとして法第9条第1号に該当し、平均的な損害を
77	平成26年8月7日 京都地裁 平23(ワ)3425号	結婚式場解約金条項使用差止等請求事件	◆被告が挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用をおそれのある解約料(キャンセル料)条項は、設定料金額が高額であるから消費者契約法9条1号所定の平均的な損害を超える部分は無効であるとして、適格消費者団体である原告が本件条項を内容とする意思表示の差止め及び同条項記載契約書要旨の破棄等を求めた事案	◆本件条項は本件契約の解除に伴う損害賠償額を予定し又は違約金を定めたものと認められるから、全体が消費者契約法第9条第1号の規制対象となり、同号所定の平均的な損害には逸失利益も含まれるところ、本件キャンセル料は本件損益相殺後の本件逸失利益を下回っているから平均的な損害額を超えるものとは認められないとして、各請求を棄却した事例	◆法第9条第1号所定の「平均的な損害」には、逸失利益が含まれる。代替的な利益を確保することができるとしても、それは損益相殺により損害が減少するにすぎず、逸失利益自体がそもそも発生しないと解することはできない。 ◆同会場同日で新たな本件契約の締結がなされた場合のみを再販売と扱うべき。 ◆逸失利益の算定は、サービス料を含む解除時見積額に、被告における本件契約に係る粗利率を乗じることで行うのが合理的。 ◆解除された本件契約のうち、再販売があったものについては損益相殺がされたものと認められ、その額は、「解除時見積額の平均×粗利率(●●●)×再販率」の計算式により算定されるべき。 ◆損益相殺後の本件逸失利益は、以下の計算式により算定するのが相当である。
78	平成26年11月19日 福岡地裁 平24(ワ)4566号	解約金条項使用差止請求事件	◆適格消費者団体Xが、Yの冠婚葬祭互助会契約にある解約時に手数料が差し引かれる旨の解約金条項は、消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害」の額を超える違約金を定めるものに当たるとして、同法第12条第3項本文に基づき、解約金を差し引くことを内容とする意思表示の差止め、契約書のひな型の破棄等を求めた事案において、会員がYに対して冠婚葬祭役務の提供を請求する前に本件互助会契約を解除する場合にYに生じる「平均的な損害」額は、425円(会員募集費用の合計額)に当該会員の入会期間1年につき408円(会員管理費用の合計額)を加えた額となるから、本件解約金条項は同額を超える解約手数料を月掛金返金額から差し引く部分につき無効となり、Xは同部分につき差止請求権を行使できるなどとして請求を一部認容した事例	◆消費者契約法9条1号の「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額を指し、具体的には解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値をいうとされた事例	◆冠婚葬祭の役務の提供についての請求がされる前に解除される場合においては、損害賠償の範囲は契約の締結及び履行のために被告が支出する費用の原状回復を内容とするものに限定され、具体性のない役務提供のための準備に要する費用や逸失利益は含まれない。 ◆本件における「平均的な損害」の額は、425円(会員募集に要する費用の合計額)に当該会員の入会期間1年につき408円(会員管理に要する費用の合計額)を加えた額となる。

「平均的な損害の額」が争われた裁判例

(参考資料⑦)

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
79	平成27年1月29日 大阪高裁 平成26年(ネ)第2494号	結婚式場解約金条項使用差止等請求控訴事件	◆適格消費者団体である控訴人が、婚礼及び披露宴に関する企画及び運営等を業とする株式会社である被控訴人に対し、被控訴人が消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用するおそれのある、同契約の解除時に消費者が負担する金銭(キャンセル料)に関する原判決別紙1記載の条項(以下「本件キャンセル料条項J」という。)につき、同条項は法9条1号所定の平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるものであるから、超える部分は無効で、あるとして、法第12条第3項に基づき、本件キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め及び同条項が記載さ	◆本件各キャンセル料条項は、いずれも平均的な損害を超えるキャンセル料を定める条項とはいえないとした原判決を相当として、本件控訴は理由がないから棄却するとした事例	◆平均的な損害に逸失利益が含まれる、施行予定日の91日前以前の解除の場合において、逸失利益に相当する解約料を徴収しない他の事業者が存在することは、この点を左右するものではない、等を示し、控訴人の請求は、いずれも理由がないから棄却。
80	平成27年2月13日 東京地裁平成27年2月13日 平25(ワ)14914号 平25(ワ)14914号	買取請求事件	◆被告の居宅である本件建物に設置されたLPガス供給設備一式(本件各設備)につき、被告との間でLPガス設備等賃借契約を締結し被告にLPガスを供給していた原告が、被告に対し、主位的に、被告が契約期間中にLPガスの利用停止を申し入れ、原告が本件賃借契約の約定に従って同契約を解除したことにより、被告が本件各設備を原告から買い取るのと売買契約が成立した旨主張して、本件各設備の代金の支払を求め、予備的に、本件各設備が本件建物に付合して被告の所有となったことを理由に民法第248条に基づく償金として主位的請求額と同額の支払等を求めた事案。	◆本件各設備のうち、本件給湯設備については買取条項に基づきその代金等の支払を命じ、本件建物と付合した本件消費設備については償金の支払を命じた事例	◆本件買取条項で定められた代金の計算式は、ガス給湯器についての標準的な減価償却資産の耐用年数及び残存価額の算定方法によるもので、合理性があるものと認められるし、本件全証拠中には、本件給湯設備の価値がこれを下回ることをうかがわせる証拠はない。 ◆本件給湯設備については買取条項の代金の定めは、同種の消費者契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるとは認められないから、消費者契約法第9条第1号により無効となるとはいえないとした。
81	平成27年9月9日 東京地裁 平24(ワ)34286号・平25(ワ)17278号・平25(ワ)21220号	違約金等請求事件(第1事件)、抹消登記手続等請求反訴事件(第2事件)、損害賠償請求事件(第3事件)	◆原告会社が、被告Eとの間の本件各不動産に係る売買契約を同人の債務不履行を理由に解除したとして、被告Eに対し、交付した手付金の返還及び違約金の支払を求め(第1事件)、また、被告Eが、原告会社に対し、本件売買契約の実態は本件各不動産を担保としてされた貸付けであり、同貸付けは暴利行為により無効となるとして、不当利得に基づき、弁済した金員の返還を求め(第2事件)、また、被告Eが、被告Cとの間の金銭消費貸借契約は暴利行為であって無効であるにもかかわらず各返済をしたとして、被告Cのほか、被告Eに対する金銭貸付けのために行動していた被告B及び被告Dに対し、不法行為に基づく損	◆被告Eと被告Cとの間で金銭消費貸借契約が締結されたとは認められないとし、また、原告会社と被告Eは本件各不動産に係る売買契約を締結したと認められたほか、違約条項の一部が無効になるとの被告Eの主張を失当と判断するなどして、第1事件に係る請求を認容する一方、その余の請求を棄却した事例	◆消費者契約法第9条第1項により違約条項の一部を無効とするには、それを主張する消費者の側で、違約金を定める条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額について主張及び立証をする必要があるところ、被告は、この点について何ら具体的な主張及び立証をしていない。
82	平成27年10月2日 東京地裁 平25(ワ)30591号・平26(ワ)10970号 平25(ワ)30591号・平26(ワ)10970号	建物明渡請求事件、保証債務金支払請求事件	◆本件建物を被告Y1に賃貸していた原告が、賃料不払あるいは用法違反を理由に賃貸借契約を解除した上で、被告Y1に対し、賃貸借契約に基づき、本件建物の明渡しと未払賃料及び約定損害金の支払を求めるとともに、被告Y2に対し、賃貸借契約上の債務の連帯保証契約に基づき、未払賃料、未払更新料及び損害金の支払を求めた事案	◆被告らの主張する要修繕箇所等の多くは、修繕義務の対象とはいえないが、一部、修繕義務の対象となるものも含んでいるところ、修繕義務の不履行が原告の責任とはいえず、修繕義務の不履行を理由とする賃料の減額も認めることはできないとして、賃料不払の債務不履行を認め、解除の効力に影響を及ぼすファクターを勘案すると、被告Y1に背信性が認められ、原告と被告Y1との信頼関係は破壊されたものといえるとして、原告の解除を有効とするなどして、請求を一部認容した事例	◆借主が明渡しをしない限り、使用料相当の損害は発生し続けるのであり、損害金に関する条項が、単に、解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であるとはいえない。 ◆また、それに該当する面があるとしても、契約終了後の損害金を、賃料の2倍とする条項は、貸主の平均的な損害を超えるとは認められるに足りない。
83	平成27年10月8日 東京地裁 平26(ワ)19046号 平26(ワ)19046号	不当利得返還請求事件	◆被告会社との間で共同住宅新築工事の建築請負契約を締結して着手金を支払った原告が、被告会社に対し、主位的に、本件契約は原告の動機の錯誤により無効であるとして不当利得返還請求権に基づき、予備的に、本件契約の不成立ないし内容不確定による無効を理由として不当利得返還請求権に基づき、さらに予備的に、着手金不返還を定めた本件条項は消費者契約法第9条第1号により無効であるとして本件契約の解除を理由とする原状回復請求権に基づき、着手金の返還を求めた事案	◆原告主張に係る相続税対策及び本件条項に関する錯誤が原告にあったとは認められないとし、また、建築される建物の一括借上げを目的とする賃貸借契約が本件契約と同時に締結されないと、本件契約が成立しないとか、同契約の内容が確定しないという関係にはないなどと判断したほか、原告の事業のための契約である本件契約に消費者契約法の適用はないとして、原告の請求を棄却した事例	◆本件請負契約は、原告の事業のための契約と考えるのが合理的であるとして、法第9条第1号の適用を否定した。
84	平成27年11月4日 東京地裁 平27(シ)449号・平27(シ)607号	賃料等請求控訴事件、賃料等請求附帯控訴事件	◆控訴人Y1にマンションの居室及び駐車場を賃貸していた合同会社である被控訴人が、控訴人Y1及びその連帯保証人である控訴人Y2に対し、敷金の充当又は相殺処理後の未払賃料と共益費(賃料等)及び未払原状回復費用等の支払を求めた(本訴)のに対して、控訴人Y1が、被控訴人に対し、敷金の返還を求めた(反訴)ところ、原審が、本訴請求を一部認容し、反訴請求を棄却したことから、控訴人らが控訴するとともに、被控訴人が附帯控訴した事案	◆中途解約の場合に2か月分の賃料等相当額の支払義務を負わせ、解約予告期間を2か月とする本件解約予告条項は有効であり、被控訴人がその適用を前提とした賃料等を請求することが信義則に反するともいえないとし、また、控訴人Y1の故意又は過失の有無にかかわらずハウスクリーニング費用を負担させる本件原状回復条項は、控訴人Y1がその内容について明確に認識した上で合意したと認められるから有効であると判断するなどして、原判決は相当であると認め、控訴及び附帯控訴をいずれも棄却した事例	◆一般的な賃貸借契約においても解約予告期間を1か月とするものと2か月とするものがみられるところであり、本件解約予告条項所定の賃料等2か月分という金額が、中途解約により被控訴人へ生ずべき平均的な損害の額を超えるものであったと認めることはできないと判示した。

「平均的な損害の額」が争われた裁判例

(参考資料⑦)

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
85	平成27年11月5日 福岡高裁 平26 (ホ)987号	解約金条項 使用差止請 求控訴事件	◆適格消費者団体Xが、Yの冠婚葬祭互助会契約にある契約解約時に手数料が差し引かれる旨の解約金条項は消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害」の額を超える違約金を定めるものに当たるなどとして、同法第12条第3項本文による解約金を差し引くことを内容とする意思表示の差止め、契約書のひな型の破棄等を求めたところ、原審が請求を一部認容したため双方が控訴した事案	◆会員募集に要する人件費、営業用建物の使用に要する費用のうち会員募集及び役務履行のための準備費用、会員管理に要する人件費は「平均的な損害」に含まれ、その額は3万4712円に当該会員の入会期間1月につき195円を加えた額となり本件解約金条項所定の解約手数料を上回るから、Xは消費者契約法第12条第3項本文の差止請求権を行使できないとして原判決を取り消して請求を棄却した事例	◆本件における「平均的な損害」は、解除によって一審被告に生ずる損失のうち、契約締結に要する費用、当該契約を締結したことによって生ずる費用及び役務履行のための準備としてなされる当該会員の管理に要する費用が含まれると認められる。他方、役務提供に必要な費用や役務提供ができなくなったことによる逸失利益は損害に含まれない。 ◆契約の解除によって一審被告に生じる損失は「平均的な損害」に該当するのであり、平均的な費用(必要経費)という積極的損害に限定する理由はない。 ◆「平均的な損害」の額は、3万4712円に当該会員の入会期間1月につき195円を加えた額であり、特定商取引法10条1項4号が適用される訪問販売に当たるものを除けば、本件互助会契約における本件解約金条項の定める解約手数料は、消費者契約法第9条第1号に定める「平均的な損害の額」を超えているとは認められないから、一審原告は、同法第12条第3項本文に基づく差止請求権を行使することは
86	平成28年1月13日 東京地裁 平25 (ワ)29212号・平26 (ワ)15580号	建物明渡等 請求事件、 従業員地位 確認反訴請 求事件	◆亡Bが代表取締役を務めていた原告会社が、亡Bが中心となって設立された被告Y1財団に対し、賃貸借契約の終了に基づき、本件建物1の明渡しを求めるとともに、同財団及びその代表清算人で亡Bの子である被告Y3に対し、約定使用損害金及び水道光熱費等の連帯支払を求め、また、被告Y3が代表取締役を務める被告Y2社、被告Y3並びに亡Bの孫である被告Y4及び被告Y5に対し、各使用貸借契約の終了に基づき、本件建物2ないし本件建物5の各明渡しを求めるとともに、約定使用損害金の各支払を求めた(本訴)ところ、被告Y4及び被告Y5が、原告会社に対し、労働契約上の権利を有する地位確認を求めた	◆本件賃貸借契約に係る錯誤を否定するとともに、同賃貸借契約及び本件各使用貸借契約における損害金に係る合意の一部について、公序良俗違反、権利濫用及び消費者契約法第9条第1号による無効は認められないなどとした上で、被告Y1財団及び被告Y3による相殺の抗弁を一部認めて、本訴請求を一部認容する一方、原告会社と被告Y4及び被告Y5との間には雇用契約が存在したが、同契約は終了したなどとして、反訴請求を棄却した事例	◆契約終了後の使用損害金の金額を、賃貸借の場合と比べて高額にしたとしても、一定の合理性・必要性が認められるとして、第9条第1号により無効である旨の主張を否認。
87	平成28年12月9日 京都地裁 平成27 年(ワ)第1443号	解約料条項 使用差止等 請求事件	◆適格消費者団体である原告が、電気通信事業等を目的とする事業者である被告に対し、被告のインターネット接続サービスに関する契約の約款中にある、有料利用開始日から起算して2年の最低利用期間を定め、その期間内に消費者が本件インターネット契約を解約したときは、2年の残余期間分にかかる利用料金全額を一括して支払う旨の条項が法第9条第1号及び第10条により無効であるとして、法第12条第3項本文に基づき、本件解約料条項を含む本件約款を用いた意思表示をすることの差止め、及び従業員への上記意思表示をするための事務を行わないことの指示を求める事案	◆被告は、消費者との間で、インターネット接続サービス契約を締結するに際し、「消費者が、有料利用開始日から起算して2年間の最低利用期間満了までに解約する場合、解約時に、消費者が被告に対し、最低利用期間の残余期間分の利用料金を一括して支払う」旨を内容とする意思表示を行ってはいならない ◆被告は、その従業員らに対し、被告が前項記載の意思表示を行うための事務を行わないことを指示せよと判示した事例	◆「損害」とは、民法第416条にいう通常生ずべき損害と同義であると解される。また、法第9条第1号は「解除に伴い」事業者が生ずべき損害であることを前提にしているため、事業者が何らかの費用などを負担したとしても、それが「解除(解約)に伴い」生じるものといえるかについても、検討する必要がある。 ◆被告は、最低利用期間の利用料を確保する趣旨で、当該期間を設定し、契約者も合意していること、本件インターネット契約が解約された場合の被告の収支は、契約の種類に応じて3500円から5500円までの月額利用料の収入を失う一方で、少なくとも月額178円の支出を免れることに鑑みると、当該収支変動の差額分のうち最低利用期間である2年間の残余期間分は、解約がなければ、契約に基づき得られた利益を逸失するものであり、解約に伴い被告に生ずべき損害(逸失利益)であるといえることができるから、「平均的な損害」に当たる。一方で、本件解約料条項では、残余期間分の月額利用料金全額の支払を請求できるものとしている。したがって、本件解約料条項は「平均的な損害」を超える損害賠償
88	平成28年2月16日 東京地裁 平26 (ワ)7901号	入居金返還 請求事件	◆有料老人ホームを設置運営する一般財団法人である被告と本件老人ホームの入居契約を締結した原告が、消費者契約法による同契約の取消し又は無効を主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、原告が被告に支払った入居一時金から施設利用の対価と既払額を控除した残額等の支払を求めた事案	◆被告が本件入居契約の締結について勧誘をするに際し、消費者である原告に対して重要事項について事実と異なることを告げ、また原告の不利益となる事実を故意に告げなかったといえることはできず、また、本件入居一時金等の返済保証期間を5年間で定め、想定入居期間の3分の1以下と設定した本件入居契約条項は、契約終了に伴い被告に生ずべき平均的な損害の額を超える違約金の定めであるとはいえず、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者たる原告の利益を一方的に害するものであるともいえないとして、原告の請求を棄	◆本件入居契約34条1項は、本件入居契約締結当時の本件指針に沿ったものであるとともに、返還金の返済期間を想定居住期間よりも短縮することにより入居者の経済的負担を軽減する点において合理的な根拠に基づくものであったと認められるから、同条項が被告に生ずべき平均的な損害を超える違約金を定めたものとはいえないというべきであった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
89	平成28年2月16日 東京地裁 平27 (ワ)22776号	債務不存在 確認事件	◆本件各土地の所有者である原告が、原被告間の本件各土地に係る建物賃貸借予約契約(本件予約契約)は錯誤無効であるか原告の解約申入れにより終了したから、原告は本件予約契約に係る本件各義務を負わないとして同義務の不存在確認を求めた事案	◆原告は、被告の提案した事業計画に必要な請負代金額が本件各請負契約に係る請負代金の範囲内にとどまるとの動機を示して本件予約契約を締結したのに、これに係る請負代金が大幅に増額したから動機に錯誤があるとして本件予約契約の錯誤無効を主張するものの、動機が被告に表示されたとはいえないなどとして同主張を退けた ◆また、本件予約契約中の本件解約禁止条項所定の事由は存在しないから本件予約契約の解約も認められない上、原告は本件予約契約との関係では消費者契約法上の「個人」に該当しないから同法の適用の余地はなく、原告は本件予約契約により本件各義務を負うとして、請求を棄却した事例	◆原告は、被告に対して本件各土地を賃貸して収益を上げる旨の自らの賃貸事業のために本件予約契約の当事者となったのであるから、本件予約契約との関係では、消費者契約法第2条第1項にいう「個人」に当たらないとして、消費者契約法の適用を否定した。
90	平成28年11月9日 東京地裁 平27 (ワ)27663号	違約金請求 事件	◆被告から発注を受けてアパートの建築工事を請け負う旨の本件契約を締結した原告が、本件契約を解約した被告に対し本件違約金条項に基づく約定違約金の支払を求めたところ、被告が、本件契約は消費者契約法第2条第3項の消費者契約に当たり本件違約金条項は同法第9条第1号により無効であるとして争った事案	◆本件契約はアパート賃貸事業に供するため締結されたものであるから被告は消費者契約法第2条第2項の事業者に当たり、本件契約は事業者同士の契約といえ同条3項の消費者契約には当たらず同契約に同法の適用はないから、本件違約金条項は同法第9条第1号により無効とはならず、本件契約を解約した被告は同条項に基づく違約金残額の支払義務を負うとして、請求を全部認容した事例	◆本件契約は、アパートの賃貸事業に供するために締結されたものであるから、被告は、法第2条第2項にいう「事業のために契約の当事者となる場合における個人」に該当する事業者であるとして、消費者契約法の適用を否定した。
91	平成28年3月23日 東京地裁 平27 (シ)1062号	不当利得返 還請求控訴 事件	◆被控訴人との間でカナダでの家事使用人としての就労等に関する本件契約を締結し教育訓練費用及び仲介手数料等の一部を支払った控訴人が、同契約で合意された約定解除権又は約定解約権(本件条項)を行使して同契約を解除又は解約したとして既払金の一部不当利得返還を求めたところ、原審で請求を棄却されたため控訴した事案	◆本件契約書の原文は中国語であるから本件は涉外事件であるところ、書面での合意により本件は我が国に国際裁判管轄があり、また、本件契約の成立及び効力につき双方が準拠法を選択した旨の主張立証はなく、本件契約は消費者契約であって控訴人の常居所地は日本国内にあるとして準拠法を日本法とした上で、本件条項所定の金額は消費者契約法第9条第1項所定の「平均的な損害の額」を超えないから同項による無効は認められず、また、本件条項は同法第10条の要件を欠くから同条による無効も認められないとして、控訴を棄却した事例	◆被控訴人において控訴人に対し、平成25年5月1日から同年9月末日まで、毎週土曜日の13時から18時まで月4回(月間20時間計100時間)英語勉強会及びカナダの現況等に関する教育指導を実施したこと、カナダの訓練学校から配信される情報その他関係する情報を種々の方面から収集して取りまとめ、口頭又は書面で情報提供したこと、カナダ国エドモントン所在の訓練学校との間でカナダに渡航するための段取りを整えたこと、QQ(ソーシャルメディア)等を介して頻りに連絡を取ったことが認められ、証拠(甲1の1・2、3)によると本件契約の対価総額は150万円であって50万円はその3分の1であること等によると本件契約から控訴人の「解約」通知まで1年以上が経過していることがそれぞれ認められるところ、それらを総合すると本件条項の定める50万円は上記「平均的な損害の額」を超えないと解される。 ◆カナダでの家事使用人としての就労等に関する契約の解約時の違約金を定めた条項につき、同条項の定める50万円が「平均的な損害の額」を超えるものとは認められない。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
92	平成29年3月29日 東京地裁 平26 (ワ)5393号	不当利得返還請求事件	◆放送法に基づく一般放送事業及び電気通信事業法に基づく電気通信事業等を目的とする株式会社である被告との間でケーブルテレビ及びインターネット利用サービスに係る契約を締結した原告が、期間満了前の解約における解約料及び解約した月の月額利用料の全額を支払ったことにつき、同契約の解約料に関する条項が消費者契約法第9条又は同法第10条後段により無効であるため解約料の取得が法律上の原因を欠き、また、利用していない日の利用料を徴収するのは法律上の原因を欠くとして、不当利得に基づき、合計1万1169円、契約の締結に際し説明義務違反があったとして、不法行為に基づき、合計41万7945円の損害の一部である33万5890円、被告の訴訟代理人による答弁書のファクシミリ送信によりファックスを毀損されたとして、不法行為に基づき、3万円及び修理代金相当の損害1350円、解約に際して被告の担当者が不適切な対応をしたとして、使用者責任に基づき、8万2055円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆標準基本料金と割引基本料金の差額を算定した上で(1843円(税込み1935円))、一戸建てに居住する顧客が被告との間で平成21年4月から平成22年6月までの間に本件契約を締結し、一度更新した本件契約について、更新された月からの経過月数ごとの解約数に、それぞれの経過月数を乗じて、加重平均した月数を、12.7か月と認定し、一度更新した本件契約の解約に伴い被告に生ずべき平均的損害は、上記差額である1843円(税込み1935円)に、前記12.7か月を乗じた2万3406円(税込み2万4576円)であると認定し、本件解約料はこれを下回るから、本件解約料が同平均的損害を超えるものとはできないとして、原告の請求を棄却した事例	◆「平均的な損害の額」につき、標準基本料金と割引基本料金の差額×解約までの平均月数という算定式を示し、結論として本件解約料は「平均的な損害の額」を下回るとした。
93	平成29年6月21日 東京地裁 平27 (ワ)30221号	不当利得返還請求事件	◆被告Aとの間で、無線データ通信の利用契約を締結した原告が、これにより、原告は、被告Bが提供する高速無線データ通信「WiMAX」を利用することができることとなった。しかし、本件契約の締結の際、被告Aにより不正確な説明があったとして、①原告は、被告Aに対し、同被告の詐欺又は消費者契約法第4条第1項第1号所定の実告知を理由に本件契約を取り消す旨の意思表示を、仮に、詐欺や不実告知が認められないとしても、本件契約を解約し、不当利得返還請求権に基づき、被告Aに対し、既払いの利用料金1万1239円の返還を求め、②解約手数料として1万9000円を支払う旨を定める解約金規定は、消費者契約法第9条第1号に違反して無効であると主張して、被告Aに対し、解約手数料としての債務が3000円を超えて存在しないことの確認を求め、③(ア)被告Bが本件契約締結の際に行っていた広告は、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第1号所定の不当表示に該当する、(イ)被告Aは、上記不当表示は、被告らの共同不法行為である、(ウ)被告Aの虚偽説明により、原告は、不本意な契約締結を強いられたと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、被告らに対し、連帯	◆本件全証拠を精査しても、定期プラン廃止料の算出根拠は不明であるとしたうえで、被告Bが被告Aに通信設備を利用させていることからすると、被告Bが定めた定期プラン廃止料には同被告の通信設備の投資、維持等のための費用が計上されているものと考えられること、利用者が契約を解約すれば、被告Bには解約による事務手数料が発生するものと考えられ、これも、被告Bが定めた定期プラン廃止料に計上されているものと考えられること、本件契約が2年間の期間が経過する前に解約された場合の逸失利益も、被告Bが定めた定期プラン廃止料に計上されているものと考えられることを勘案すると、著しく高額とはいえないことに鑑みれば、定期プラン廃止料の算出根拠が不明であることを勘案しても、本件の解約金が合理的な算出根拠を欠いていると認めに足りない。そうすると、1年目の解約料1万9000円が「平均的な損害の額を超える」とは認められないから、1年目の解約料1万9000円の一部が無効であると認めることはできないとして、原告の請求を棄却した事例	◆契約期間が24か月の場合、登録後1か月目から12か月目までが1万9000円、登録後13か月目から24か月目までが1万4000円である被告Aの解約料につき、「平均的な損害の額」を超えるものではないと判断した。
94	平成9月7日 東京 高裁 平29(ワ) 2049号	不当利得返還請求事件	◆放送法に基づく一般放送事業及び電気通信事業法に基づく電気通信事業等を目的とする株式会社である被控訴人との間でケーブルテレビ及びインターネット利用サービスに係る本件契約を締結した控訴人が、同契約の解約料に関する条項が消費者契約法9条又は同法10条後段により無効であるため解約料の取得が法律上の原因を欠き、また、利用していない日の利用料を徴収するのは法律上の原因を欠くとして、不当利得に基づき、合計1万1169円、本件契約の締結に際し説明義務違反があったとして、不法行為に基づき、合計41万7945円の損害の一部である33万5890円、被控訴人の訴訟代理人による答弁書のファクシミリ送信によりファックスを毀損されたとして、不法行為に基づき、3万円及び修理代金相当の損害1350円、解約に際して被控訴人の担当者が不適切な対応をしたとして、使用者責任に基づき、8万2055円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求めたところ、原告が請求をいずれも棄却したことから、控訴人が解約料8925円及びファックスの修理費用1350円の合計1万0275円並びにこれに対する各遅延損害金の支払を求める限度で控訴した事案	◆被控訴人は、通常セットプランの加入者に対しては、標準基本料金に相応する役務を提供し、同加入者からこれに見合った基本料金を取得しているのに対して、本件プランの加入者が、期間満了前に解約した場合には、それまでの期間につき通常セットプラン加入者に対するのと同様の標準基本料金に相応する役務を提供しながら、割引分の基本料金を得られていないことになるのであるから、その差額が損害として発生していると解することには合理性がある。一度更新した本件契約の解約に伴い被控訴人に生ずべき平均的損害については、前記引用に係る原判決の「事実及び理由」欄の第3の2(2)のとおり、通常セットプランに係る標準基本料金(1万0891円)から本件プランに係る割引基本料金(9048円)を控除した差額(1843円(税込み1935円))に、一戸建てに居住する顧客が被控訴人との間で平成21年4月から平成22年6月までの間に本件契約を締結し、一度更新した本件契約について、更新された月からの経過月数ごとの解約数に、それぞれの経過月数を乗じて加重平均した月数である12.7か月を乗じて2万3406円(税込み2万4576円)と認め、本件解約料8500円(税込み8925円)はこれを下回るとして、算定方法①に基づき本件解約料が平均的損害を超えるものではないと	◆「平均的な損害の額」につき、標準基本料金と割引基本料金の差額×解約までの平均月数という算定式を示し、結論として本件解約料は「平均的な損害の額」を下回るとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	参考事情(法第9条第1号について)
95	平成30年4月18日 東京高裁 平29 (ネ)3234号	不当利得返還等請求控訴事件	◆第1審原告が第1審被告Aとの間で無線データ通信サービス「WiMAX2+」の提供にかかる契約を締結するに際し、役務提供条件中の通信速度制限(3日3G制限)に関して、第1審被告Aの詐欺(民法第96条第1項)又は不実告知(消費者契約法4条1項1号)があったとして、本件契約を取り消し、第1審被告Aに対し、①不当利得返還請求権に基づいて、既払利用料等1万1239円の返還及び②解約手数料として3000円を超える債務を負わないことの確認を求めるとともに、第1審被告らの広告が共同不法行為に該当し、これと第1審被告Aの虚偽説明によって不本意ながら本件契約の締結を強いられたとして、第1審被告らに対し、③不法行為による損害賠償請求権に基づいて、慰謝料1万円の連	◆本件解約手数料が1万9000円である根拠は、ユーザーからの解約があった場合に第1審被告A(MVNO)が第1審被告B(MNO)に支払うべき金額が1万9000円であることである。第1審被告Aは、以上の点を理由に、本件解約手数料が消費者契約法第9条第1項にいう平均的な損害を超えないと主張する。しかし、第1審被告Aと第1審被告B間の合意は、消費者契約法を潜脱するための脱法的な合意というほかになく、弁論の全趣旨によれば平均的な損害は数千円程度と認められるから、第1審原告の第1審における解約手数料の債務不存在確認請求は、その全部又は大部分が認容される可能性が高かったものであると示した事例	◆「平均的な損害の額」につき、弁論の全趣旨によれば平均的な損害は数千円程度と認められるから、第1審原告の第1審における解約手数料の債務不存在確認請求は、その全部又は大部分が認容される可能性が高かったと示した。
96	平成30年4月25日 東京地裁 平29 (ワ)20807号	不当利得返還請求事件	◆被告の設置する専門学校の生徒であった原告が、同校を中途退学したところ、被告に対して、支払済みの授業料及び施設設備費のうち在籍期間に対応する部分等を控除した50万8884円が被告の不当利得に当たるとして、その返還を求めるとともに、被告が上記返還を拒絶した平成28年7月27日から支払済みまで民法第704に基づく利息の支払を求める事案	◆本件専門学校においては、生徒が納付する授業料等は、教職員の給料、施設の維持管理費等の専門学校における経費の財源となるものであり、年度が開始した時点では、当該年度に新たに生徒が入学することがなくなり、新たに授業料等の収入が得られなくなることを併せて考えると、被告において、当該年度において生徒が納付した授業料等が学校経営の経費に充てられることについて合理的な期待が生じている状況となっている。そうすると、被告としては、本件専門学校の生徒が年度途中で退学したときには、授業料等を返還すべきものとする、授業料等が経費に使用できないことになり、これにより、原則として、生徒が当該年度に納付すべき授業料等に相当する損害を被るものというべきであり、これが被告に生ずる平均的な損害ということができ、この額は原告が納付した授業料等を下回るものではないとして原告の請求を	◆年度途中で本件専門学校の生徒が退学したときには、これにより被告に生ずる平均的な損害は、生徒が当該年度に納付すべき授業料等に相当する額となるのであり、この額は原告が納付した授業料等を下回るものではないとした。

※本資料は、消費者庁において暫定的に取りまとめたものであり、今後変更があり得るものである。